

飯塚市汚水処理構想

説明書

(概要版)

令和5年度

福岡県飯塚市

目 次

1 総論	2
1.1 目的	2
1.2 構想の策定手順	2
1.3 汚水処理構想の策定方法	4
1.4 基準年次の設定	4
2 基礎調査	5
2.1 地勢	5
2.2 現況人口の確認	6
2.3 都市計画	8
2.4 土地利用	10
2.5 立地適正化計画	11
2.6 現汚水処理構想	14
2.7 計画フレームの設定	16
3 検討単位区域の設定	19
3.1 既整備区域等の整理	19
3.2 検討単位区域の設定方法	21
3.3 検討単位区域に係る基礎データ	21
4 処理区域の設定	23
4.1 経済性を基にした集合処理、個別処理の比較方法	23
4.2 設置済み合併処理浄化槽を考慮した集合・個別処理の比較	25
4.3 既整備区域への接続検討方法	26
4.4 経済性以外の処理区域の検討	28
4.5 集合処理区域の設定	31
5 汚泥処理の基本方針・計画	32
5.1 汚泥処理の基本方針・計画	32
6 整備・運営管理手法の選定	33
6.1 事業手法の選定	33
6.2 事業間連携の検討	35
7 整備・運営管理手法を定めた整備計画の策定	36
7.1 効率的な運営管理を見据えた整備計画の策定	36
7.2 整備計画のとりまとめ	36
8 前回構想との比較	41
8.1 前回構想との比較	41

1 総論

1.1 目的

持続的な污水处理システム構築に向けた污水处理構想は、市街地のみならず農山漁村を含めた市全域において、各種污水处理施設の整備並びに増大する施設ストックの長期的かつ効率的な運営管理について、適切な役割分担の下、計画的に実施していくために策定する。

本構想の策定は、それぞれの污水处理施設の有する特性、経済性等を総合的に勘案し、社会情勢の変化等に応じた効率的かつ適正な整備、運営管理手法を選定することにより実施する。

飯塚市では平成 26 年度に中期目標を令和 7 年度、長期目標を令和 17 年度と定め飯塚市污水处理構想の見直しを実施しており、現構想策定から約 10 年が経過すること、さらに福岡県污水处理構想の見直しが実施されることから、現構想の見直しを実施する。

1.2 構想の策定手順

飯塚市污水处理構想（以下「飯塚市構想」という。）は、以下の項目の調査検討作業を行うことにより策定する。

- ① 基礎調査
- ② 構想見直し方針の設定
- ③ 検討単位区域の設定
- ④ 処理区域の設定
- ⑤ 汚泥処理の基本的方針・計画
- ⑥ 整備・運営管理手法の選定
- ⑦ 整備・運営管理手法を定めた整備計画の策定
- ⑧ 都道府県構想策定時の市民関与と進捗状況の見える化

構想策定フローを図 1-1 に示す。

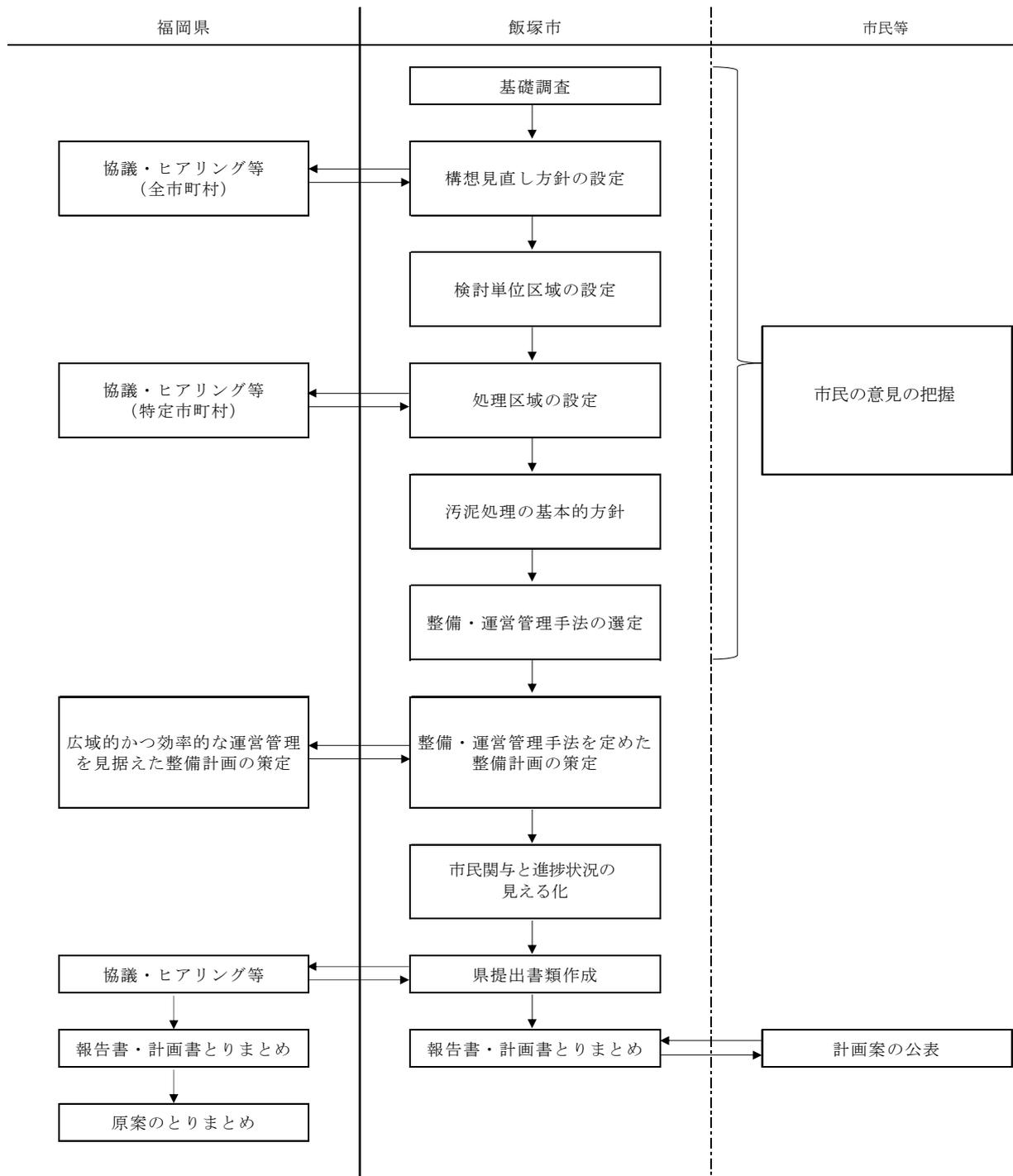


図 1-1 構想策定フロー

1.3 汚水処理構想の策定方法

本構想は、汚水処理を所管する3省(国土交通省、農林水産省、環境省)が連携して策定した「3省マニュアル」と「福岡県汚水処理構想策定 市町村作業マニュアル (R5. 2. 15 版) 福岡県廃棄物対策課、農村森林整備課、水産振興課、下水道課 (以下「県マニュアル」という。)に基づき策定する。

1.4 基準年次の設定

今回の構想見直しにおける基準年次及び目標年次は、県マニュアルより以下のとおりとする。また、飯塚市における概成年度および整備完了予定年度は、以下のとおりとする。

表 1-1 基準年次および目標年次

	年度	目標	備考
現況年	令和4年度末		県マニュアル
概成目標	令和7年度末	汚水処理施設の概成 (汚水処理人口普及率95%))	
中期目標	令和17年度末	施設の効率的な改築・更新及び運営管理に関する整備	
長期目標	令和27年度末	施設の効率的な改築・更新及び運営管理に関する整備	
概成年度	令和29年度末	汚水処理施設の概成 (汚水処理人口普及率95%))	飯塚市目標
整備完了予定年度	令和39年度末		

※運営管理は、「施設の有効活用、施設の統合・広域化、水質管理、経営計画、組織体制等」である。

2 基礎調査

2.1 地勢

飯塚市は、福岡県の中央部に位置する筑豊地方の中心都市であり、総面積 21,396ha で、福岡市の東約 35km、北九州市の南西約 40km の場所に位置する。

市の中央部に一級河川の遠賀川が流れ、この河川周辺において市街地が広がっている。

西北部から西部～西南部にかけて三郡山(935.9m)、砥石山(828m)など 400～900m級の山々が連なっており、三郡山地と呼ばれる地形を形成している。また、市域東部にも 200～300m級の山がいくつかあり、小さな山地を形成している。

飯塚市の位置図を図 2-1 に示す。



出典：Mapion 都道府県地図 (<https://www.mapion.co.jp/map/admi40.html>) に一部加筆

図 2-1 飯塚市の位置図

2.2 現況人口の確認

平成18年の合併により、県内の人口規模は、福岡市、北九州市、久留米市に次いで4番目となった。合併以降、世帯数は増加しているが、行政人口は減少傾向にある。

行政人口及び世帯数の推移を表2-1及び図2-2にそれぞれ示す。

表 2-1 行政人口、世帯数

項目	各年1月1日現在									
	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
行政人口(人)	130,357	130,018	129,343	128,916	128,522	127,655	126,722	126,045	125,133	124,211
世帯数(戸)	59,507	60,056	60,387	60,737	61,192	61,320	61,419	61,754	62,031	62,342
世帯当り人員(人/戸)	2.19	2.16	2.14	2.12	2.10	2.08	2.06	2.04	2.02	1.99

※外国人を含まない。

出典：統計いづか2014～2022

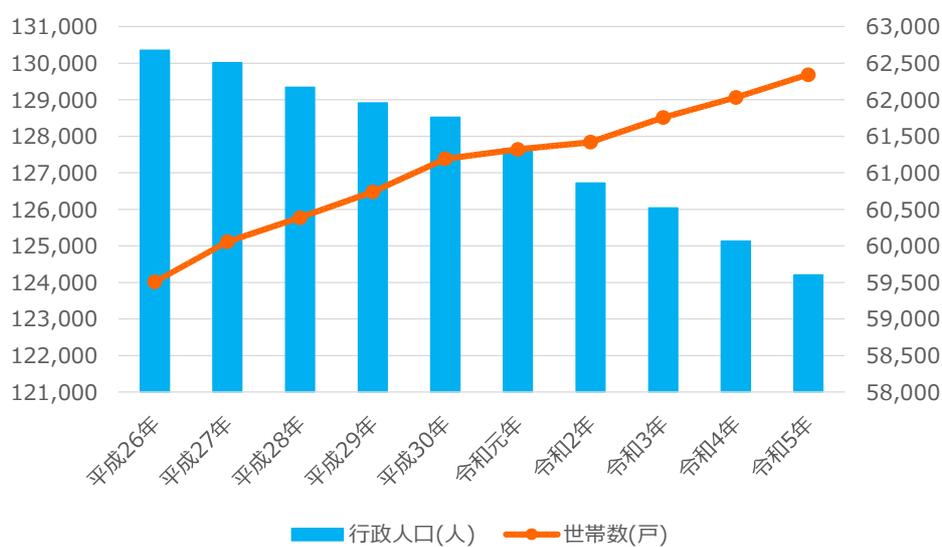


図 2-2 行政人口、世帯数の推移

地区別字別の令和4年度末(R5年3月31日現在：外国人を含む)人口、世帯数を、表2-2に示す。

表 2-2 地区別行政人口、世帯数および世帯当り人数

地区別人口世帯数（令和5年3月31日現在）

行政区分		人口 (人)	世帯数 (戸)	世帯当り (人/戸)	行政区分	人口 (人)	世帯数 (戸)	世帯当り (人/戸)		
飯塚地区	吉原町	728	399	1.82	穂波地区	堀池	1,139	617	1.85	
	宮町	446	235	1.90		秋松	1,228	628	1.96	
	本町	633	320	1.98		忠隈	1,656	960	1.73	
	西町	1,072	572	1.87		南尾	1,710	811	2.11	
	飯塚	424	240	1.77		平恒	2,437	1,055	2.31	
	徳前	150	74	2.03		楽市	2,929	1,335	2.19	
	東徳前	754	397	1.90		天道	495	262	1.89	
	西徳前	597	319	1.87		太郎丸	1,718	765	2.25	
	片島1丁目	726	365	1.99		棕本	770	356	2.16	
	片島2丁目	684	339	2.02		久保白	65	31	2.10	
	片島3丁目	566	254	2.23		高田	377	187	2.02	
	菰田	872	486	1.79		舍利蔵	172	67	2.57	
	菰田東1丁目	359	194	1.85		津原	593	252	2.35	
	菰田東2丁目	687	342	2.01		安恒	315	117	2.69	
	菰田西1丁目	306	179	1.71		椿	1,525	666	2.29	
	菰田西2丁目	394	233	1.69		弁分	2,288	1,098	2.08	
	菰田西3丁目	599	361	1.66		小正	3,275	1,585	2.07	
	立岩	3,730	1,888	1.98		若菜	536	288	1.86	
	新立岩	794	380	2.09		枝国	2,567	1,346	1.91	
	新飯塚	1,017	594	1.71		小計	25,795	12,426	2.08	
	芳雄町	117	104	1.13		筑穂地区	阿恵	776	374	2.07
	柏の森	4,693	2,304	2.04			内野	515	235	2.19
	鶴三緒	490	323	1.52			北古賀	655	320	2.05
	下三緒	3,536	1,811	1.95			桑曲	54	24	2.25
	上三緒	2,554	1,398	1.83			大分	3,090	1,381	2.24
	川島	2,021	952	2.12			内住	297	134	2.22
	川津	2,553	1,375	1.86	長尾		1,737	894	1.94	
	横田	3,748	2,135	1.76	平塚		814	400	2.04	
	伊岐須	4,650	2,483	1.87	馬敷		154	82	1.88	
	伊川	2,055	1,046	1.96	筑穂元吉		876	421	2.08	
	相田	5,403	2,874	1.88	山口		180	85	2.12	
	幸袋	2,657	1,417	1.88	弥山		96	41	2.34	
	中	1,881	917	2.05	小計		9,244	4,391	2.11	
	庄司	1,298	824	1.58	庄内地区		高倉	90	40	2.25
	津島	698	474	1.47			筒野	163	86	1.90
	柳橋	226	101	2.24			赤坂	1,958	949	2.06
	目尾	2,120	1,072	1.98			入水	64	29	2.21
	吉北	509	234	2.18		山倉	106	42	2.52	
	大日寺	2,762	1,243	2.22		綱分	3,562	1,582	2.25	
	花瀬	1,518	821	1.85		有安	1,733	978	1.77	
	潤野	5,298	2,535	2.09		多田	988	387	2.55	
	明星寺	941	491	1.92		仁保	401	193	2.08	
	八木山	332	179	1.85		大門	99	46	2.15	
建花寺	416	231	1.80	庄内元吉		181	86	2.10		
蓮台寺	215	104	2.07	有井		1,040	626	1.66		
鯉田	6,374	3,139	2.03	小計		10,385	5,044	2.06		
小計	74,603	38,758	1.92	穎田地区	勢田	2,021	1,090	1.85		
					口原	1,218	661	1.84		
					佐與	600	333	1.80		
					鹿毛馬	1,293	676	1.91		
				小計	5,132	2,760	1.86			
				合計	125,159	63,379	1.97			

資料：住民基本台帳（令和5年3月31日現在）

※外国人を含む。

2.3 都市計画

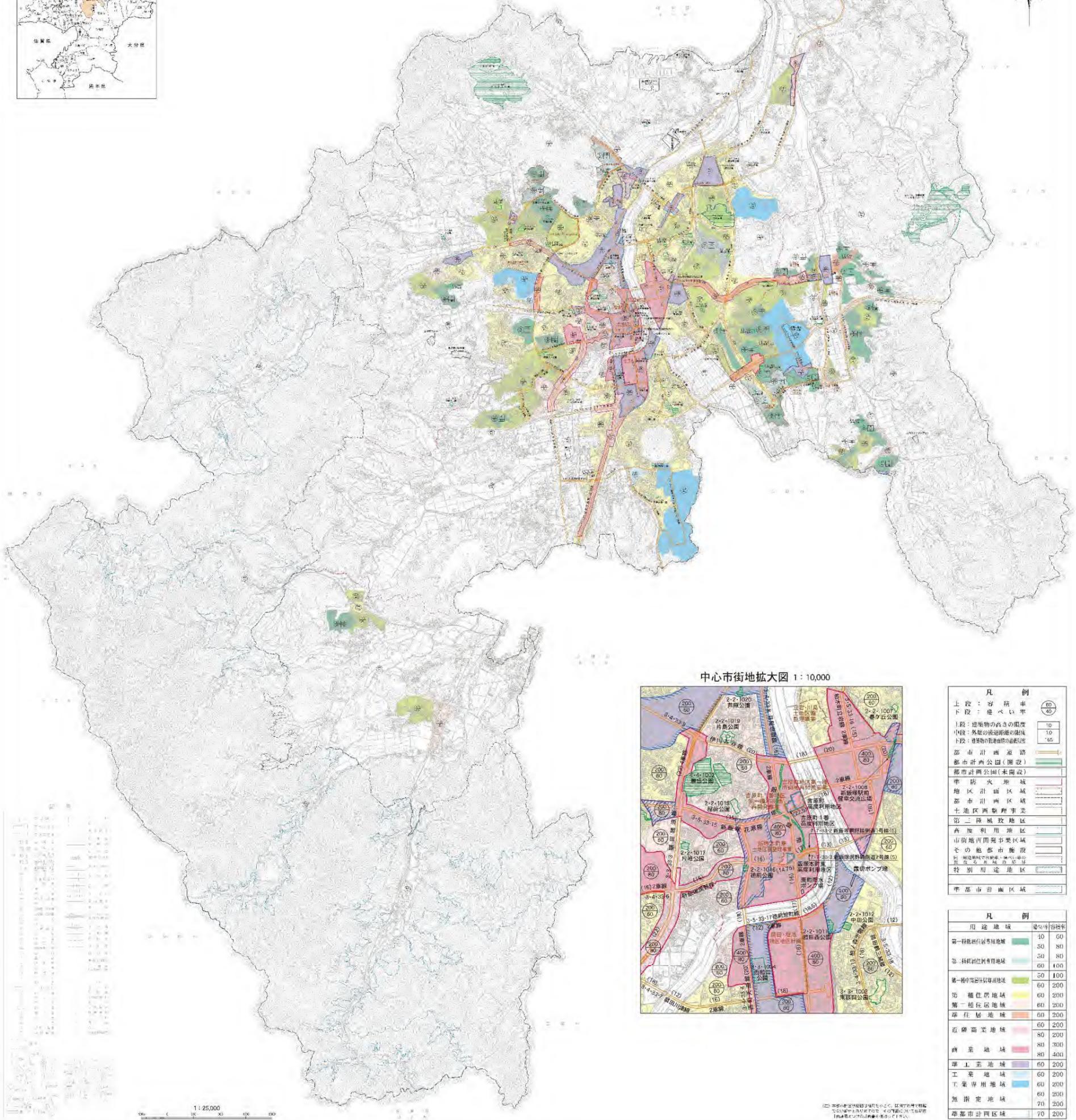
本市の都市計画用途地域(R4. 3. 31 現在)は、表 2-3 に示すとおりである。
また、図 2-3 に飯塚市都市計画図を示す。

表 2-3 都市計画用途地域面積

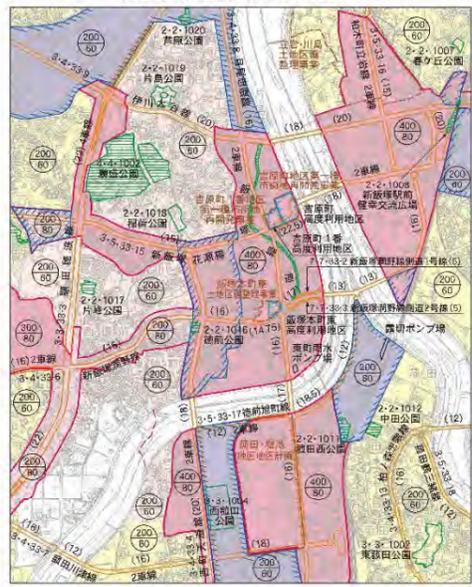
区 分	面積
第1種低層住居専用地域	312
第2種低層住居専用地域	92
第1種中高層住居専用地域	601
第1種住居地域	1,114
第2種住居地域	187
準住居地域	58
近隣商業地域	98
商業地域	152
準工業地域	193
工業地域	16
工業専用地域	230
用途地域 計	3,053
非線引都市計画区域及び 準都市計画区域の白地地域	10,454
都市計画区域 計	13,507

出典：統計いづか2022

筑豊広域都市計画総括図(飯塚市)



中心市街地拡大図 1:10,000



凡例

上段：道路車	10
下段：緑の広場	10
上段：建築物の高さの制限	10
中段：外観の統制の区域	10
下段：建築物の取囲みの制限区域	10
都市計画道路	10
都市計画公園(建設)	10
都市計画公園(未建設)	10
準防火地域	10
地区計画区域	10
都市計画区域	10
七地区西側市界	10
第三種風致地区	10
青地利用地区	10
市街地再開発事業区域	10
その他都市施設	10
特別用途地区	10
準都市計画区域	10

凡例

用途地域	10	200
第一種居住用途地域	50	80
第二種居住用途地域	50	80
第三種居住用途地域	60	100
第一種中高層住宅用途地域	50	100
第二種中高層住宅用途地域	60	200
準種住宅用途地域	60	200
準種住宅用途地域	60	200
近隣商業用途地域	80	200
商業用途地域	80	300
商業用途地域	80	400
準工業用途地域	60	200
工業用途地域	60	200
工業用途地域	60	200
無用途地域	70	200
準都市計画区域	70	200

図 2-3 飯塚都市計画図

2.4 土地利用

本市の土地利用は、表 2-4 に示すとおり、宅地が微増傾向である。また、都市計画マスタープランでは、「まちなかゾーン」、「市街地ゾーン」、「やすらぎ居住ゾーン」、「自然・環境コミュニティゾーン」の4つに大別された土地利用が計画されている。

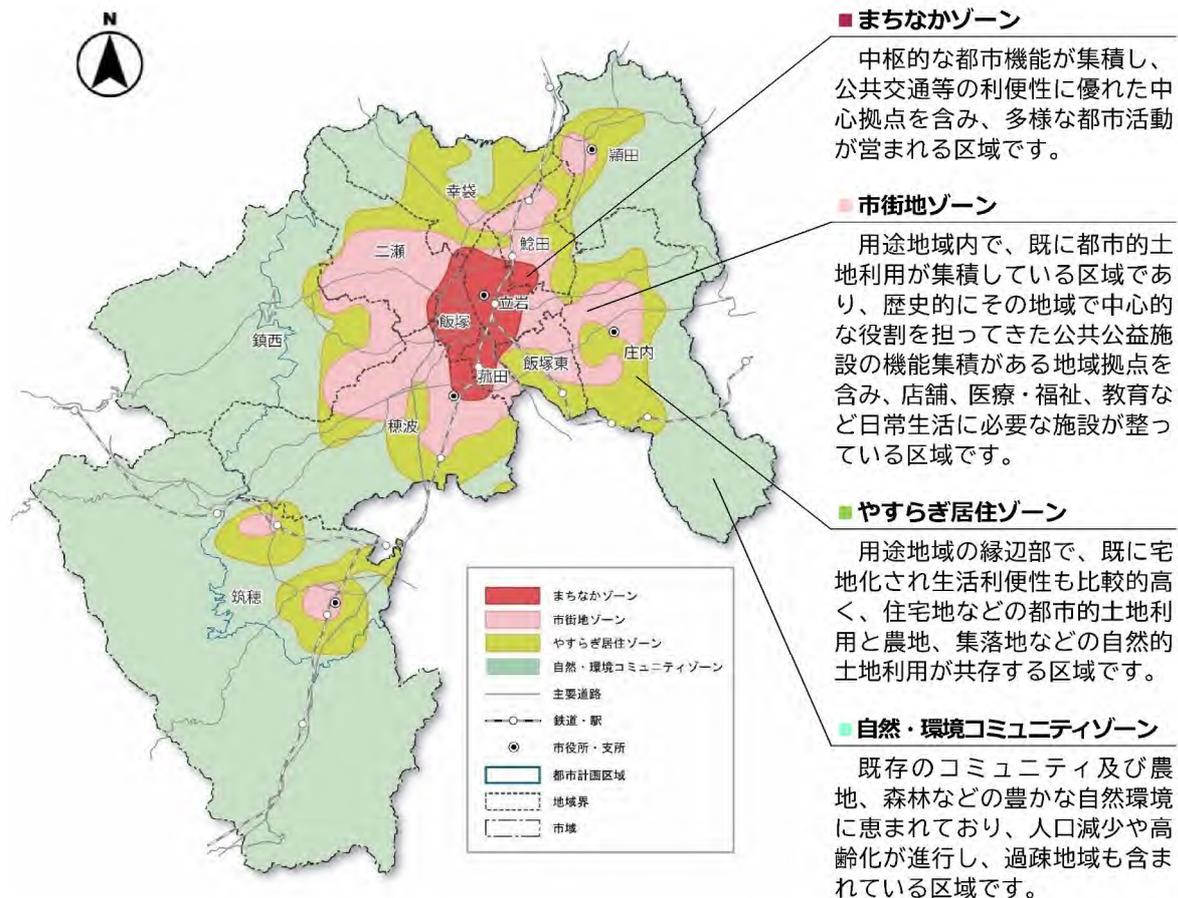
表 2-4 地目別面積の推移

									単位：ha
年	宅地	田	畑	池沼	山林	原野	雑種地	その他	計
H30	2,763	2,488	533	16	6,637	1,295	1,766	5,909	21,407
R1	2,777	2,474	532	16	6,629	1,289	1,770	5,909	21,396
R2	2,784	2,470	528	16	6,594	1,282	1,805	5,917	21,396
R3	2,790	2,465	524	16	6,578	1,272	1,832	5,919	21,396
R4	2,802	2,453	523	16	6,571	1,261	1,852	5,918	21,396

※ 各年1月1日現在

出典：統計いづか2022

※ R4の「その他」は、合計面積になるように調整した。



出典：飯塚市都市計画マスタープラン 令和4年2月

図 2-4 ゾーン区分

2.5 立地適正化計画

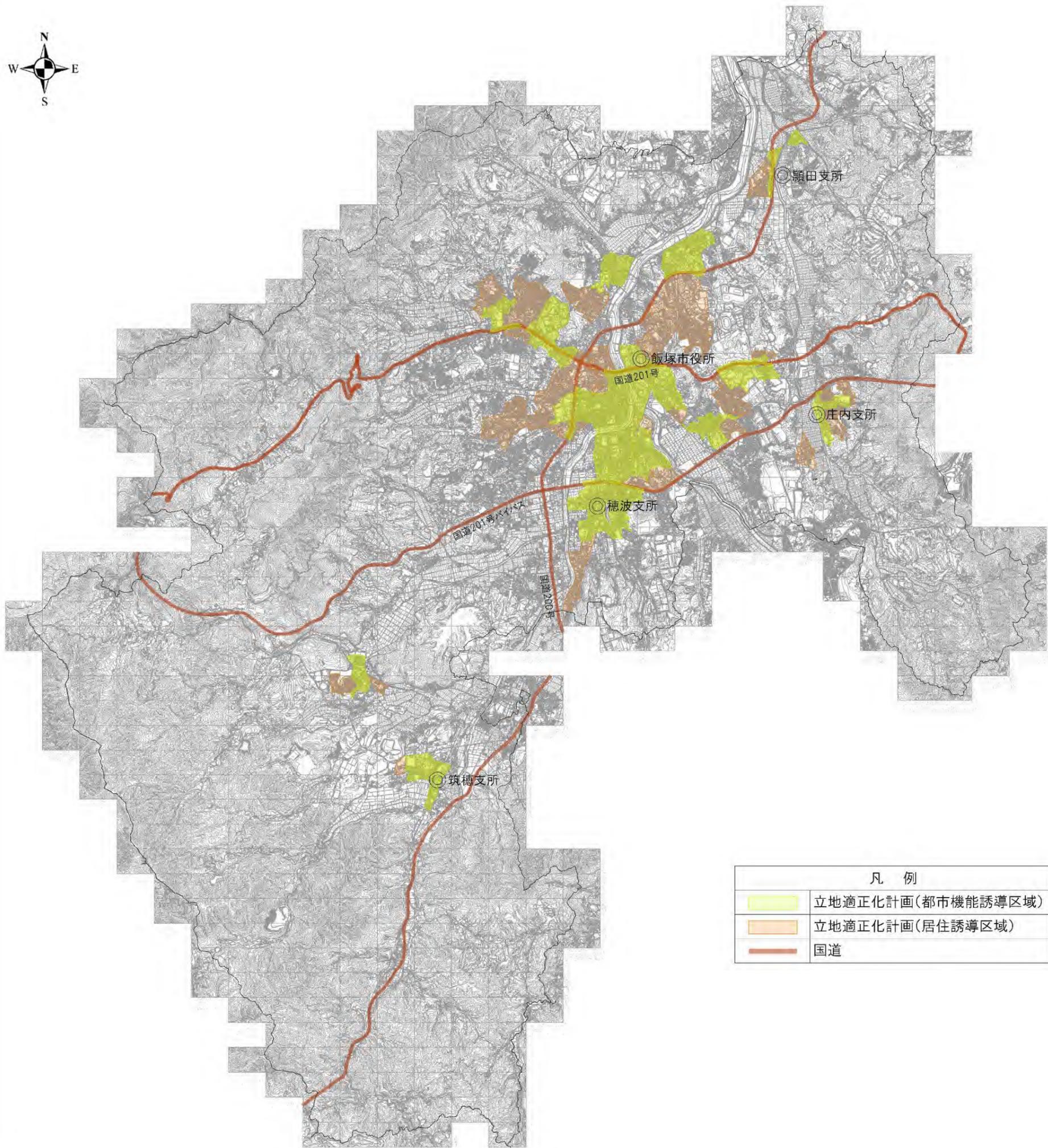
本市では、平成29年に、拠点性を有するエリアを明示し、一定のエリアにおいて人口密度を維持することで、民間活力を維持・誘導するような仕組みづくりを行い、併せて公共施設の再配置などの取り組みを一体的に進めることで暮らしに必要なサービスや居住環境を確保しようとする「飯塚市立地適正化計画」を策定している。この計画では、「都市機能誘導区域」、「居住誘導区域」が指定されている。「都市機能誘導区域」および「居住誘導区域」を図 2-5に示す。

居住誘導区域は、都市機能誘導区域を含む区域となっている。

また、令和2年度に実施された国勢調査を基に作成されたDID地区（人口集中地区）を図 2-6に示す。

表 2-5 都市機能誘導区域一覧

類 型	都市機能誘導区域		
	番 号	名 称	目安となる範囲
中心拠点型	1	中心拠点型 都市機能誘導区域	飯塚バスターミナル、JR新飯塚駅、JR飯塚駅から半径800mの範囲内の商業地域
地域拠点型	2	穂波地域拠点型 都市機能誘導区域	穂波農協バス停(穂波支所最寄り)から半径800mの範囲内
	3	庄内地域拠点型 都市機能誘導区域	綱分バス停(庄内支所最寄り)から半径800mの範囲内
	4	筑穂地域拠点型 都市機能誘導区域	筑穂支所コミュニティバス停から半径800mの範囲内
	5	穎田地域拠点型 都市機能誘導区域	穎田支所バス停から半径800mの範囲内
コミュニティ 拠点型	6	鯉田コミュニティ拠点型 都市機能誘導区域	世尊寺バス停（公民館予定地・スーパー川食最寄り）から半径500mの範囲内
	7	飯塚東コミュニティ拠点型 都市機能誘導区域	東小学校バス停（公民館最寄り）から半径500mの範囲内
	8	二瀬コミュニティ拠点型 都市機能誘導区域	九工大飯塚キャンパス入口バス停（公民館最寄り）から半径500mの範囲内
	9	幸袋コミュニティ拠点型 都市機能誘導区域	幸袋公民館バス停から半径500mの範囲内
暮らし維持型	10	柏の森暮らし維持型 都市機能誘導区域	柏の森バス停（JR新飯塚駅東側最寄り）から半径500mの範囲内
	11	清水谷暮らし維持型 都市機能誘導区域	清水谷団地口バス停（伊岐須小学校最寄り）から半径500mの範囲内
	12	イオン穂波店暮らし維持型 都市機能誘導区域	イオン穂波ショッピングセンター前バス停から半径500mの範囲内
	13	筑前大分駅暮らし維持型 都市機能誘導区域	JR筑前大分駅から半径500mの範囲内
学園都市型	(*)	九州工業大学学園都市型 都市機能誘導区域	九工大飯塚キャンパスバス停から半径500mの範囲内
	14	近畿大学学園都市型 都市機能誘導区域	近畿大学（学内）バス停から半径500mの範囲内
	15	近畿短期大学学園都市型 都市機能誘導区域	菰田小学校バス停（短期大学最寄り）から半径500mの範囲内（中心拠点型を除く）



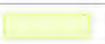
凡 例	
	立地適正化計画(都市機能誘導区域)
	立地適正化計画(居住誘導区域)
	国道

図 2-5 立地適正化計画 (都市機能誘導区域、居住誘導区域)

2.6 現汚水処理構想

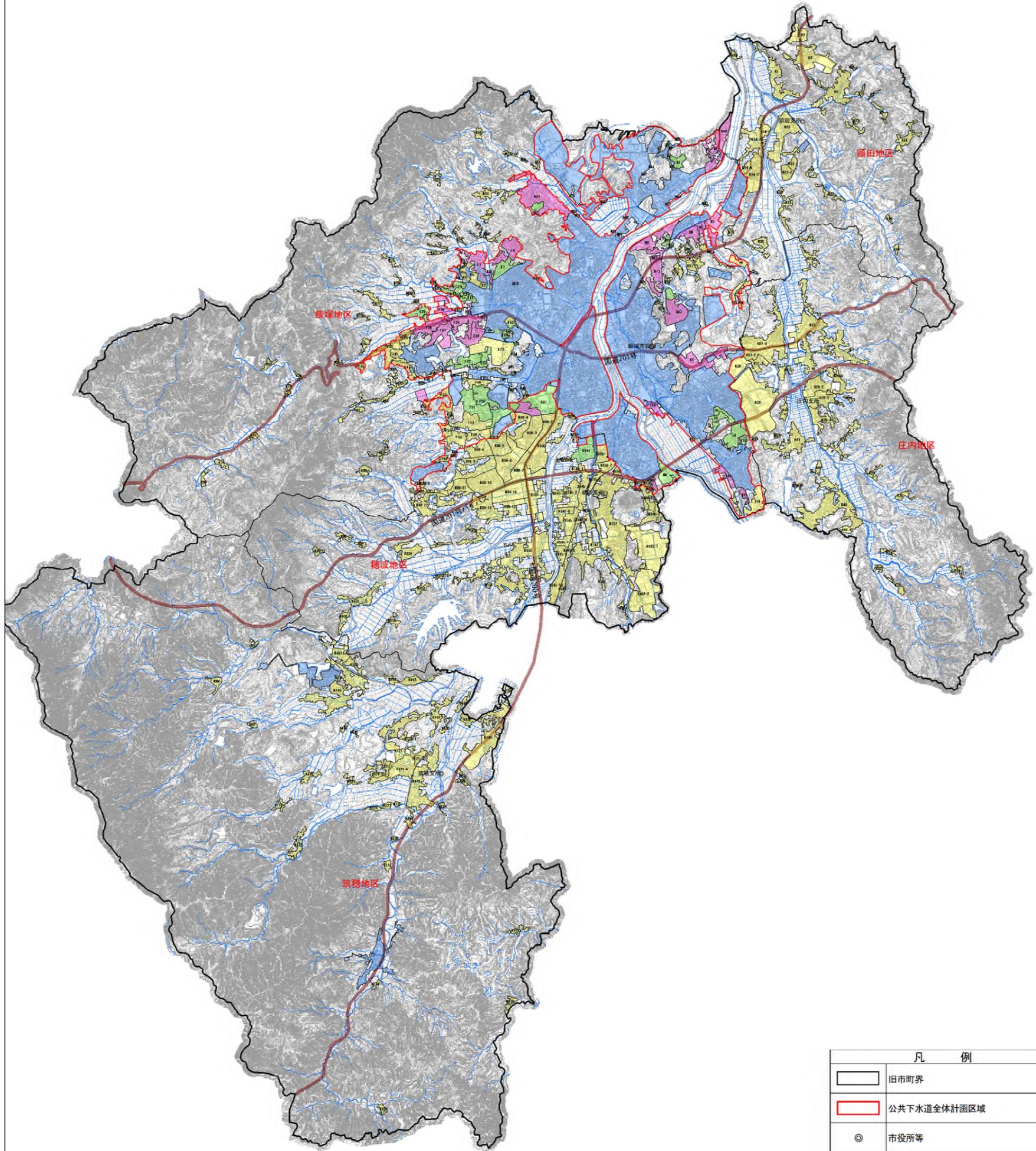
(1) 現汚水処理構想「平成26年度策定」

現構想では、中期目標を令和7年度、長期目標を令和17年度として、次のとおり位置づけられている。

表 2-6 現汚水処理構想

事業名	令和7年度		令和17年度		備考
	面積 (ha)	計画人口 (人)	面積 (ha)	計画人口 (人)	
公共下水道	1,673	59,849	1,800	58,430	
農業集落排水	15	397	15	364	
コミュニティ・プラント	26	1,241	26	1,139	
集合処理 合計	1,714	61,487	1,841	59,933	
個別処理（合併処理浄化槽）	—	41,824	—	43,805	
汚水処理人口	—	103,311	—	103,738	
汚水処理人口普及率（%）	—	85.9	—	94.0	
汲取り、単独処理浄化槽	—	16,989	—	6,662	
合計	—	120,300	—	110,400	

R17 長期的整備計画



凡 例	
	旧市町界
	公共下水道全体計画区域
	市役所等
	国道
	既整備区域
	下水道整備区域 (アクションプラン)
	下水道整備区域 (長期的整備)
	浄化槽整備区域

図 2-7 現污水处理構想図

2.7 計画フレームの設定

(1) 将来行政人口の設定

今回の構想では、区域検討に用いる人口及び世帯数は、県マニュアル（P10）より令和27年度値とする。将来行政人口の設定にあたっては、県マニュアル（P20）に従い下記3ケースの比較を行い、決定する。

- 1) 第2次飯塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略の推計値
- 2) 国立社会保障・人口問題研究所の推計値
- 3) コーホート要因法による推計（市独自推計値）

表 2-7 将来行政人口の推計結果

項目		令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)	令和27年 (2045年)
実績	国勢調査	126,364	-	-	-	-	-
推計	1) 第2次飯塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略の推計値	-	123,148	119,678	116,241	112,684	109,324
	2) 国立社会保障・人口問題研究所の推計値	125,899	121,922	117,572	112,898	107,987	103,103
	3) コーホート要因法による推計	-	122,513	118,293	113,726	108,864	104,142

市総合戦略は、市の目指すべき将来の方向に基づき、合計特殊出生率、純移動率等の人口変動に影響を及ぼす係数の仮定値を設定し、独自推計に基づく将来人口を展望していることから、人口減少が抑えられた推計結果である。

社人研によるコーホート要因法を用いた推計値は、実績値と比較すると現況の減少傾向は推計よりも緩やかであり、令和2年度の時点で社人研推計値と令和2年度国勢調査の差の実績値に465人の乖離がある。

よって、今回計画においては令和2年度国勢調査を基にしたコーホート要因法による推計値を採用するものとし、将来行政人口は104,142人を100人単位で丸め104,100人（令和27年度）とする。

将来行政人口 (令和27年度)	104,100人
--------------------	----------

(2) 将来世帯数

将来世帯数は、人口を世帯当たり人員で除すことで算出した。県の将来行政人口、将来世帯数はH30社人研で公表されているため、その値を採用するものとし、世帯当たり人員は人口を世帯数で除すことで算出した。一方、市の将来世帯数は公表されていないため、県の世帯当たり人員の減少率を用いて算出した。

市の将来行政人口は、前述のコーホート要因法により算出した推計値とし、市の将来世帯当たり人員は、県の世帯当たり人員の将来減少率を市の令和4年度末の世帯当たり人員（住民基本台帳値）に乗じることで算出した。

市の将来世帯数は、将来行政人口を将来世帯当たり人員で割り戻すことで算出した。

表 2-8 飯塚市の将来世帯当り人数

年度	福岡県				飯塚市			備考	
	人口(人)	世帯数(戸)	世帯当たり人員		人口(人) A	世帯数(戸) A÷B	世帯当たり 人員(人/戸) B		
			(人/戸)	将来減少率					
実績	令和2年度 (2020年)	5,097,530	2,248,166	2.27	1.000	-	-	県的人口・世帯数は国勢調査より	
	令和4年度 (2022年)	-	-	2.25	0.991	125,159	63,379	1.97	市の人口・世帯数は住民基本台帳より
予測	令和7年度 (2025年)	5,042,774	2,264,771	2.23	0.982	122,500	62,821	1.95	
	令和12年度 (2030年)	4,955,295	2,255,450	2.20	0.969	118,300	61,615	1.92	
	令和17年度 (2035年)	4,841,878	2,221,398	2.18	0.960	113,700	59,842	1.90	
	令和22年度 (2040年)	4,704,812	2,167,095	2.17	0.956	108,900	57,619	1.89	
	令和27年度 (2045年)	4,554,486	2,123,303	2.15	0.945	104,100	55,668	1.87	

※R4年度の県の世帯当たり人員 2.25 人/戸は、R2年度と R7年度の直線補間により算出した。

(3)汚水量原単位の設定

汚水量原単位は、水道の給水実績をもとに日平均汚水量を算定し、日最大、時間最大の変動率を考慮して設定する。本構想では、上位計画との整合を図るため遠賀川流総計画による設定値および県マニュアル等を考慮し設定する。

1)家庭汚水量原単位の算定ケース

県マニュアル (P6) によると既整備区域と検討単位区域の汚水量は、それぞれ次のような方法で算出するとしていることから、汚水量原単位は2ケースを設定する。

①既整備区域

汚水量＝定住人口×原単位

原単位は、「生活＋営業＋地下水」とし、事業所系の汚水量は営業汚水量として見込む。

→原単位＝「生活＋営業＋地下水」

②検討単位区域

汚水量＝換算人口（事業所系含む。）×原単位

換算人口は、定住人口に事業所系人口（定住人口に換算）を加えた人口であり、事業所系の汚水量は生活汚水量として見込む。

検討単位区域で事業所系の分布が異なるため、事業所系を換算人口とすることで実態を反映することができる。

よって、原単位には営業系は、見込まない。

→原単位＝「生活＋地下水」

2)既整備区域の汚水量原単位

家庭汚水量原単位は、生活汚水量原単位、営業汚水量原単位、地下水量原単位を合計した値を設定した。汚水量原単位の設定値を表 2-9 に示す。

表 2-9 汚水量原単位のおとめ (既整備区域)

項 目		R27
生活	日平均	220
	日最大	315
	時間最大	475
営業	日平均	45
	日最大	65
	時間最大	100
地 下 水		60
合計	日平均	325
	日最大	440
	時間最大	635

3) 検討単位区域の汚水量原単位

検討単位区域の汚水量原単位は、生活汚水量原単位に地下水量原単位を合計した値とした。汚水量原単位の設定値を表 2-10 に示す。

表 2-10 汚水量原単位のおとめ (検討単位区域)

項 目		R27
生活	日平均	220
	日最大	315
	時間最大	475
地 下 水		60
合計	日平均	280
	日最大	375
	時間最大	535

3 検討単位区域の設定

検討単位区域とは、集合処理か個別処理かを検討する上での、一定の家屋集合体である。

既整備区域および下水道整備が確実な区域を整理し、その他の区域について検討単位区域を設定する。

3.1 既整備区域等の整理

(1) 既整備区域

本市では、「公共下水道」、「農業集落排水」及び「コミュニティ・プラント」による汚水処理が行われており、既に面整備が終了している区域を既整備区域として設定する。

なお、H26 構想において、うぐいす台団地は「コミュニティ・プラント」とされていたが、今回計画では「大型浄化槽」とした。

表 3-1 に令和 4 年度末の汚水処理施設既整備区域を示す。

表 3-1 汚水処理施設既整備区域

事業名	令和4年度	
	整備済み面積 (ha)	整備済み人口 (人)
公共下水道	1,577.6	58,739
農業集落排水	15.0	432
コミュニティ・プラント	3.0	108
大型浄化槽	23.0	2,184
合計	1,618.6	61,463

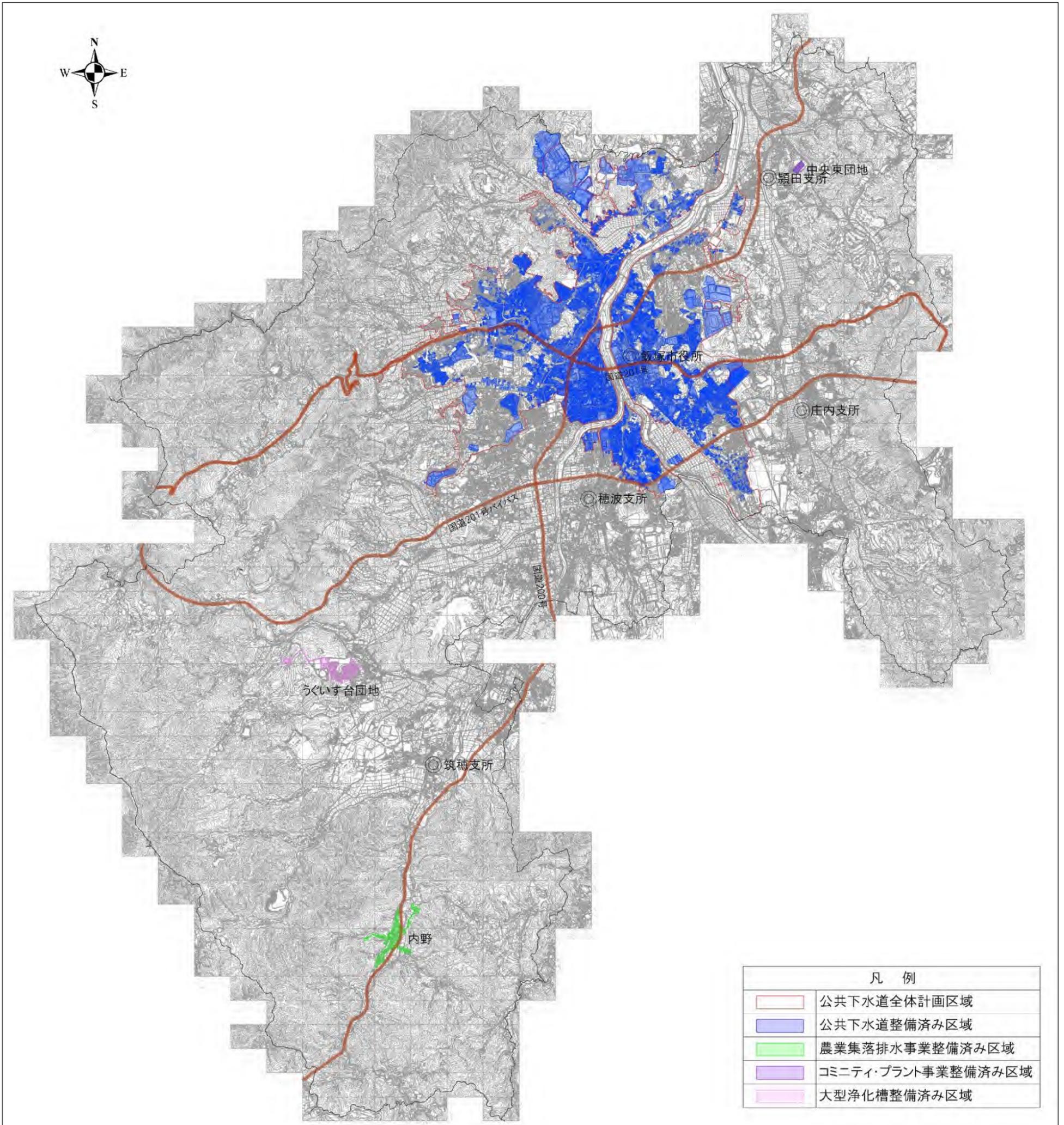


図 3-1 汚水処理施設既整備区

3.2 検討単位区域の設定方法

検討単位区域は、平成 26 年度設定の検討単位区域をもとに図 3-2 に示すような方法で今回の検討単位区域を設定した。

今回、検討単位区域を 304 箇所と設定した。

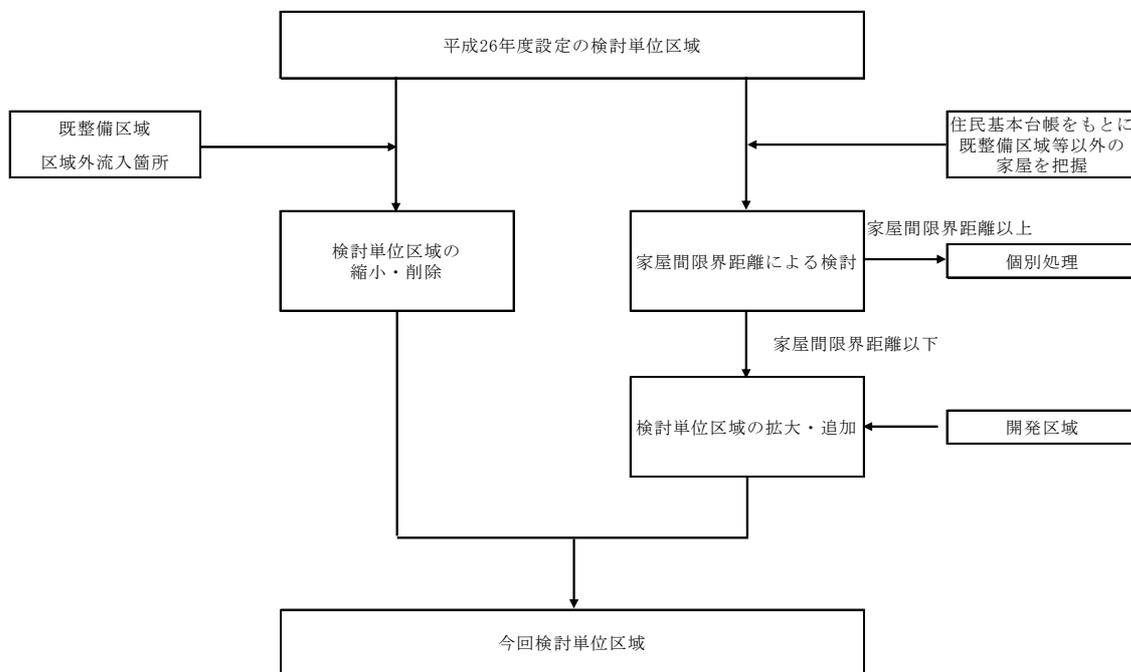


図 3-2 検討単位区域の設定フロー

3.3 検討単位区域に係る基礎データ

集合処理と個別処理の比較を行うための、検討単位区域における将来人口、将来家屋数、管渠延長等の基礎データは、以下の方法によって設定する。

① 将来人口

検討単位区域の将来人口は、現況の検討単位区域人口に本市全体の現況人口に対する将来人口比を乗じて算出する。

表 3-2 人口の減少率

	現況 (R4)	将来 (R27)
人口 (人)	125, 159	104, 100
減少率		0. 832

② 将来世帯数（戸数）

検討単位区域の将来世帯数は、現況の検討単位区域世帯数に本市全体の現況世帯数に対する将来世帯数比を乗じて算出する。

表 3-3 世帯数の減少率

	現況（R4）	将来（R27）
世帯（戸数）	63,379	55,668
減少率		0.878

③ 事業所等の換算人口、換算戸数

一般世帯以外の学校、事務所、ビル、工場等の事業所については、合併処理浄化槽がある事業所は、浄化槽の人槽より5人槽に換算した戸数を求めた。その他の事業所は、給水実績をもとに1日あたりの使用水量を算出し、1人あたりの生活汚水量原単位220L/人・日をもとに人数換算し、5人槽とした場合の換算戸数を求めた。換算人口は、戸数に人槽数の5人を乗じて算出した。事業所等については、将来においても変わらないものとして現況固定とした。

④ 管渠延長等

検討単位区域内を整備するのに必要な管渠、マンホールポンプの施設は、地形図により想定設定し、その延長、個数を集計する。

⑤ 検討対象浄化槽数

戸数（世帯数）・人口は、住民基本台帳をもとに集計している。一方、浄化槽数については、戸建住宅は1戸で1浄化槽としてよいが、共同住宅では1戸で1浄化槽とすると過大である。

そこで、共同住宅や老人ホームなどについて、現況の戸数（世帯数）と人数を検討単位区域ごとに集計し、次のように現況の定住人口に対する検討対象浄化槽数を求めた。

（現況の定住人口に対する検討対象浄化槽数）

戸建住宅浄化槽数 C = 全世帯数 - 共同住宅等世帯数

共同住宅等浄化槽数（5人換算） = 共同住宅等人数 D ÷ 5

現況の検討対象浄化槽数 E = C + D ÷ 5

次に将来（R27）の事業所を含めた検討対象浄化槽数を次のように求めた。

（将来の検討対象浄化槽数）

検討対象浄化槽数 = E × 減少率 + 事業所換算浄化槽数

減少率：0.878（表 3-3 参照）

事業所換算浄化槽数：現況と同じ

4 処理区域の設定

4.1 経済性を基にした集合処理、個別処理の比較方法

第3章で設定した検討単位区域を対象として、集合処理が有利となるか、個別処理が有利となるかについて、経済性を基にした比較検討を行う。

検討単位区域の集合、個別処理判定のイメージ図を次に示す。

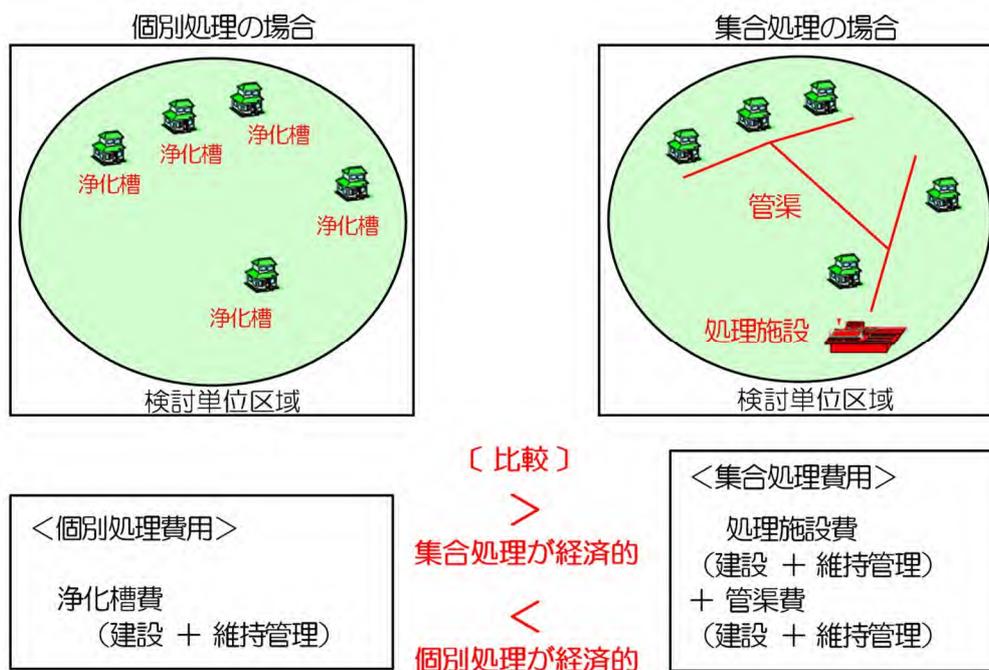


図 4-1 検討単位区域の集合・個別処理判定イメージ図

経済性の算定には、県マニュアルに示されている「費用関数」と流総指針に示されている「費用関数」を適用する。

表 4-1 に費用関数および建設費、維持管理費、耐用年数を示す。

表 4-1 費用関数

項目		費用関数等		根拠	
下水道	処理場	建設費	Qd<300	$Ct=1,468 \times Qd^{0.49} \times (112.4/94.5)$	県マニュアル
			$300 \leq Qd < 1,300$	$Ct=50,500 \times (Qd/1,000)^{0.64} \times (112.4/94.5)$	
			$1,300 \leq Qd < 10,000$	$Ct=138,000 \times (Qd/1,000)^{0.42} \times (103.3/101.5) \times (112.4/94.5)$	
			$10,000 \leq Qd \leq 500,000$	$Ct=155,000 \times (Qd/1,000)^{0.58} \times (103.3/101.5) \times (112.4/94.5)$	
			(焼却なし) ただし Ct:処理場建設費(万円) Qd:日最大汚水量(m3/日)		
		維持管理費	Qd<300	$Mt=16.6 \times Qd^{0.66} \times (112.4/94.5)$	
			$300 \leq Qd < 1,400$	$Mt=1,900 \times (Qd/1,000)^{0.78} \times (112.4/94.5)$	
			$1,400 \leq Qd < 10,000$	$Mt=2,860 \times (Qd/1,000)^{0.58} \times (103.3/101.5) \times (112.4/94.5)$	
			$10,000 \leq Qd \leq 500,000$	$Mt=1,880 \times (Qd/1,000)^{0.69} \times (103.3/101.5) \times (112.4/94.5)$	
			(焼却なし) ただし Mt:処理場維持管理費(万円/年) Qd:日平均汚水量(m3/日)		
	管渠	建設費	面整備管	7.5万円/m (=6.3万円/m×(112.4/94.5))	流総指針H27.1
			小口径管推進工法	$Y=4.16 \times 10^{-5} X^2 - 0.59 \times 10^{-3} X + 25.6 \times (109.9/102.3) \times (112.4/94.5)$	
			圧送管	5.4万円/m (=4.5万円/m×(112.4/94.5))	
			X:管径(mm) Y:m当たり建設費(単位:万円)		
維持管理費		71円/m/年 (=60円/m×(112.4/94.5))			
マンホールポンプ	建設費	1094.3万円/基	機械電気設備のみ、ポンプ設備は2台 (=920万円/基×(112.4/94.5))	県マニュアル	
	維持管理費	26.2万円/基/年 (=22万円/基×(112.4/94.5))			
浄化槽	建設費	5人槽	99.6万円/基 (=83.7万円/基×(112.4/94.5))	県マニュアル	
		7人槽	124.1万円/基 (=104.3万円/基×(112.4/94.5))		
	維持管理費	5人槽	7.7万円/基/年 (=6.5万円/基×(112.4/94.5))		
		7人槽	9.2万円/基/年 (=7.7万円/基×(112.4/94.5))		
耐用年数	管渠	72年			
	処理場	33年			
	マンホールポンプ	25年			
	浄化槽	26年			

※1推進管：流域別下水道整備総合計画 指針と解説（平成27年度版）の費用関数

※2下水道の推進管以外については、「福岡県汚水処理構想策定 市町村作業マニュアル（R5.2.15版）」による

4.2 設置済み合併処理浄化槽を考慮した集合・個別処理の比較

集合処理と個別処理の経済比較において、個別処理の費用は全家屋を対象に算出すると、合併処理浄化槽設置済みの家屋に対しても建設費を計上するため、費用が過大となる場合がある。

そのため、合併処理浄化槽を既に設置している家屋については、その建設費用を除く必要がある。

浄化槽管理簿より合併処理浄化槽設置済み家屋を把握し、新たに合併処理浄化槽の設置が必要な家屋数をもとに浄化槽建設費を算出する。なお、維持管理費は全ての浄化槽で必要なため、全家屋を対象として算出する。

設置済み合併処理浄化槽を考慮した経済性比較に使用する費用を以下に示す。

① 集合処理の算定費用

- ・目標年次における日最大汚水量にかかる処理場建設費
- ・目標年次における日平均汚水量にかかる処理場維持管理費
- ・必要マンホールポンプ数に対する建設費
- ・必要マンホールポンプ数に対する維持管理費
- ・開削工法と想定される管渠建設費
- ・圧送管と想定される管渠建設費
- ・管渠維持管理費

② 個別処理の算定費用

- ・その他家屋（単独処理浄化槽および汲取家屋等）の浄化槽建設費
- ・全家屋の浄化槽維持管理費

設置済み合併処理浄化槽を考慮した場合の経済性検討結果を表 4-2 に示す。

表 4-2 設置済み合併処理浄化槽を考慮した検討単位区域の集合・個別処理判定結果

	箇所数
集合有利	16
個別有利	288
合計	304

4.3 既整備区域への接続検討方法

ここでは、前述で集合処理が有利と判定された区域に対して、既整備区域に接続し公共下水道区域とするか個別処理区域とするかの検討を行う。

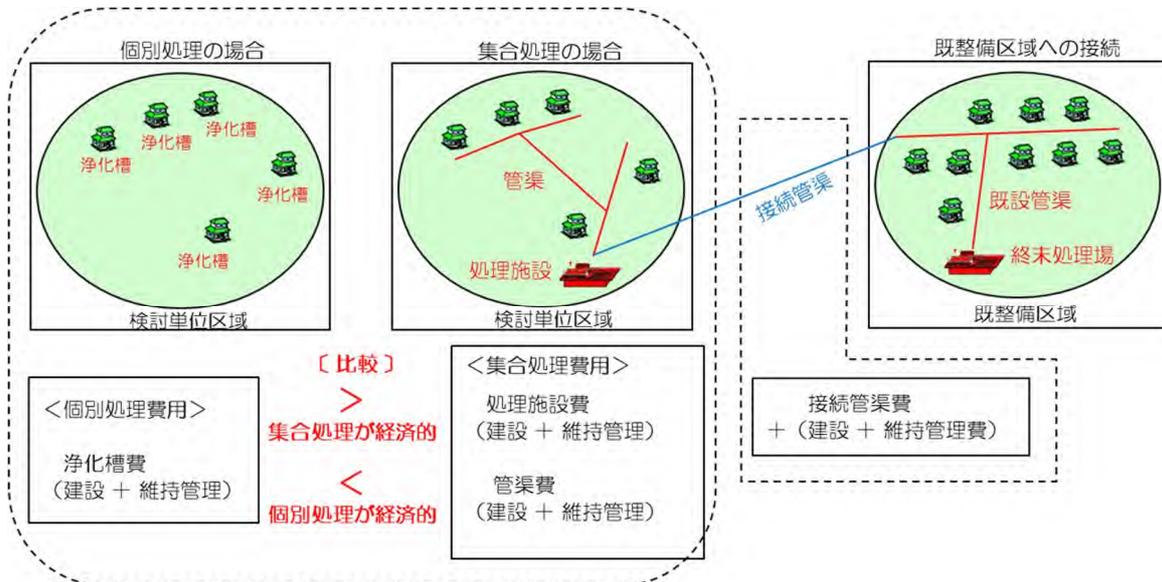


図 4-2 既整備区域への接続検討イメージ

検討の結果、1箇所は個別処理が有利となり、集合処理が有利となるのは15箇所となった。

表 4-3 既整備区域への接続検討結果

	箇所数
集合有利	15
個別有利	289
合計	304

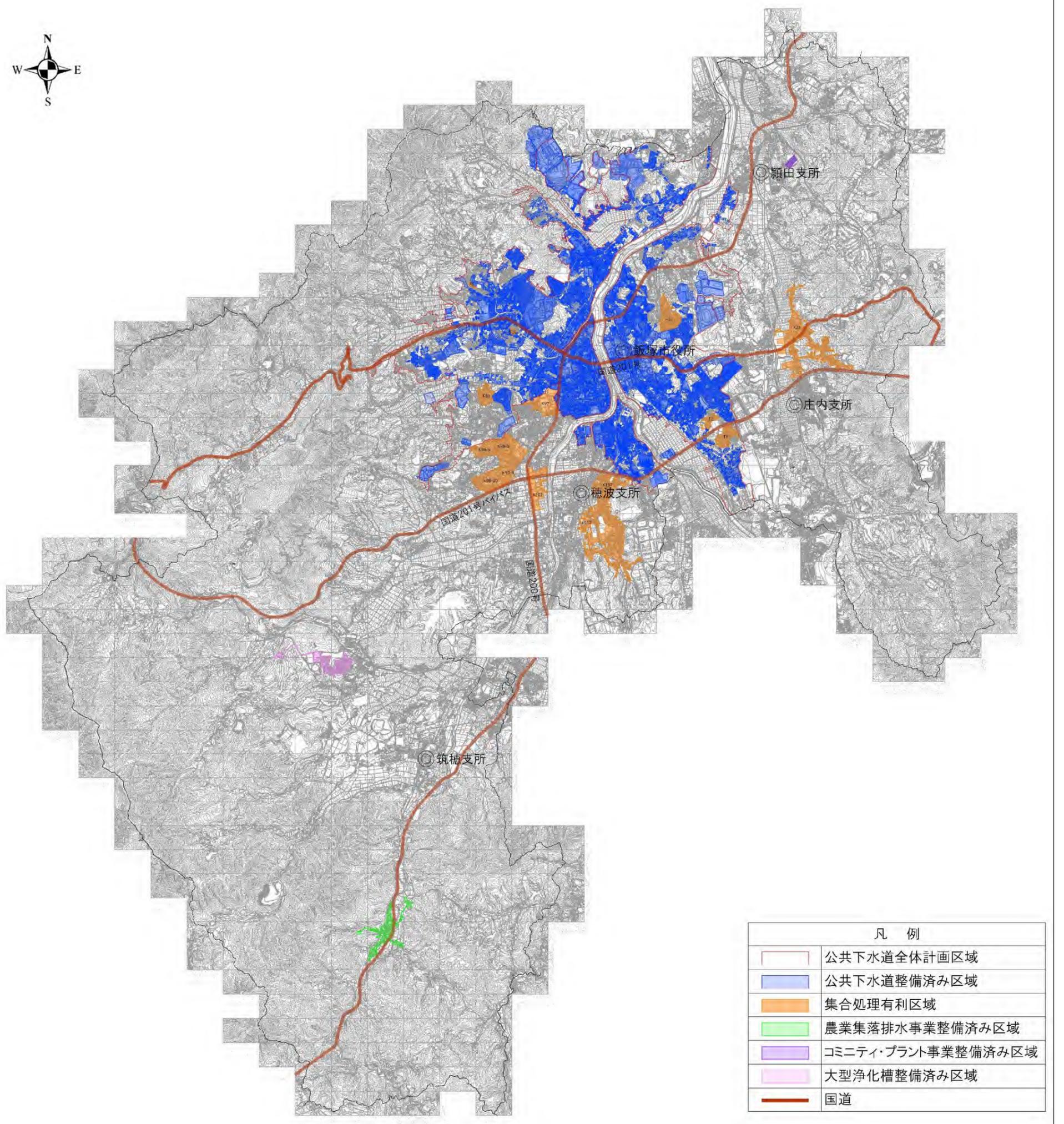


図 4-3 既整備区域との接続検討結果

4.4 経済性以外の処理区域の検討

県マニュアルでは、集合処理区域、個別処理区域の設定にあたっては、経済性の比較による判定を基本とし、以下も考慮の上、総合的な判断に基づき処理区域を設定するとされている。

- ・整備時期
- ・水質保全効果
- ・地域特性や地域住民の意向等
- ・その他

そのため、前述において集合処理が有利と判定された区域は以下の要因について検討し、集合処理区域、個別処理区域とするか検討を行う。

※経済性比較により集合処理区域と判定された区域は表 4-4 に記載の 15 区域となっている。

A「居住誘導区域などの他計画との整合」【対象地区：F50、K25、K101】

公共下水道計画区域、居住誘導区域、DID 区域と集合処理区域を比較し 3 区域について該当しない集合処理区域は、長期的に持続可能な汚水処理施設の運営が見込めないと考えられるため、集合処理区域として取扱わない。

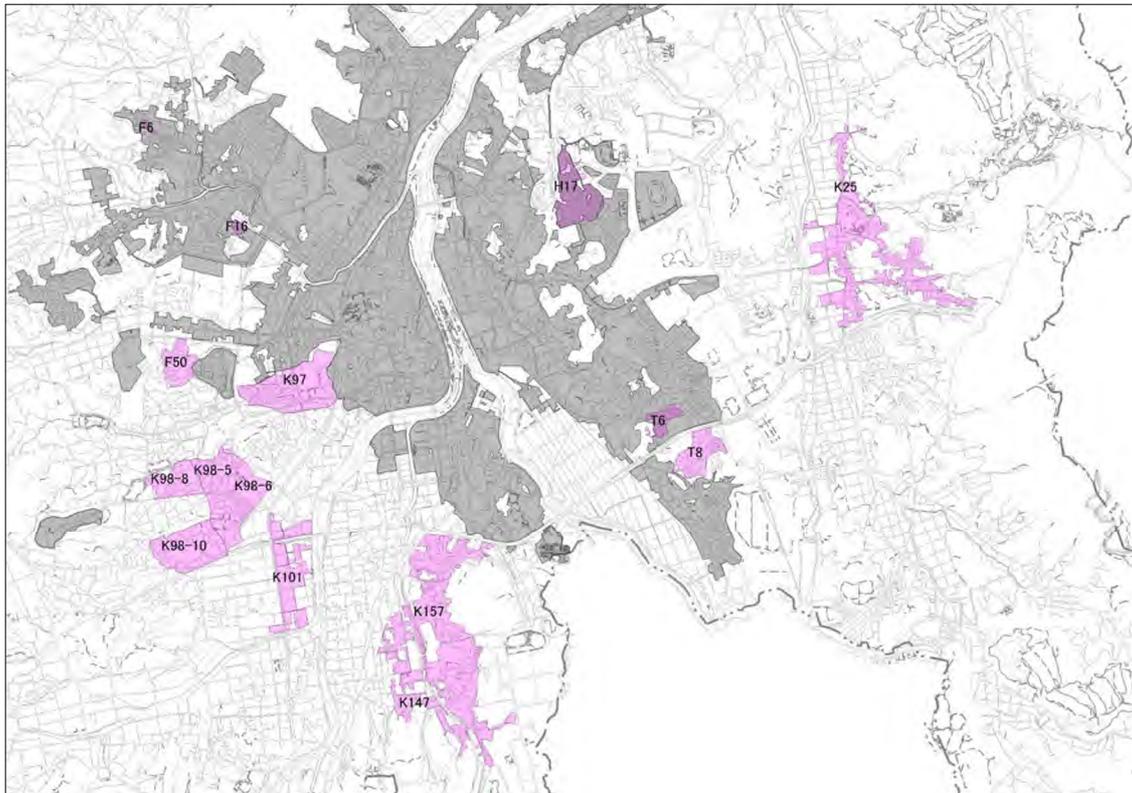


図 4-4 事業計画区域との比較

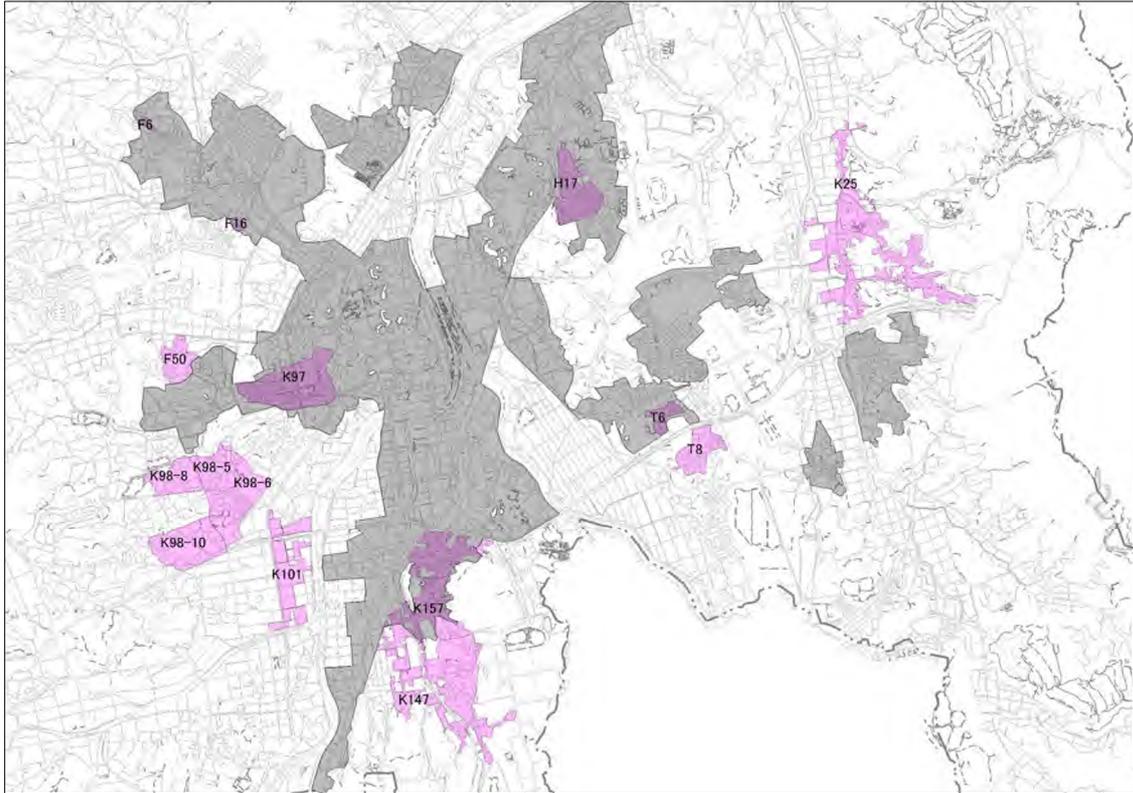


図 4-5 居住誘導区域との比較

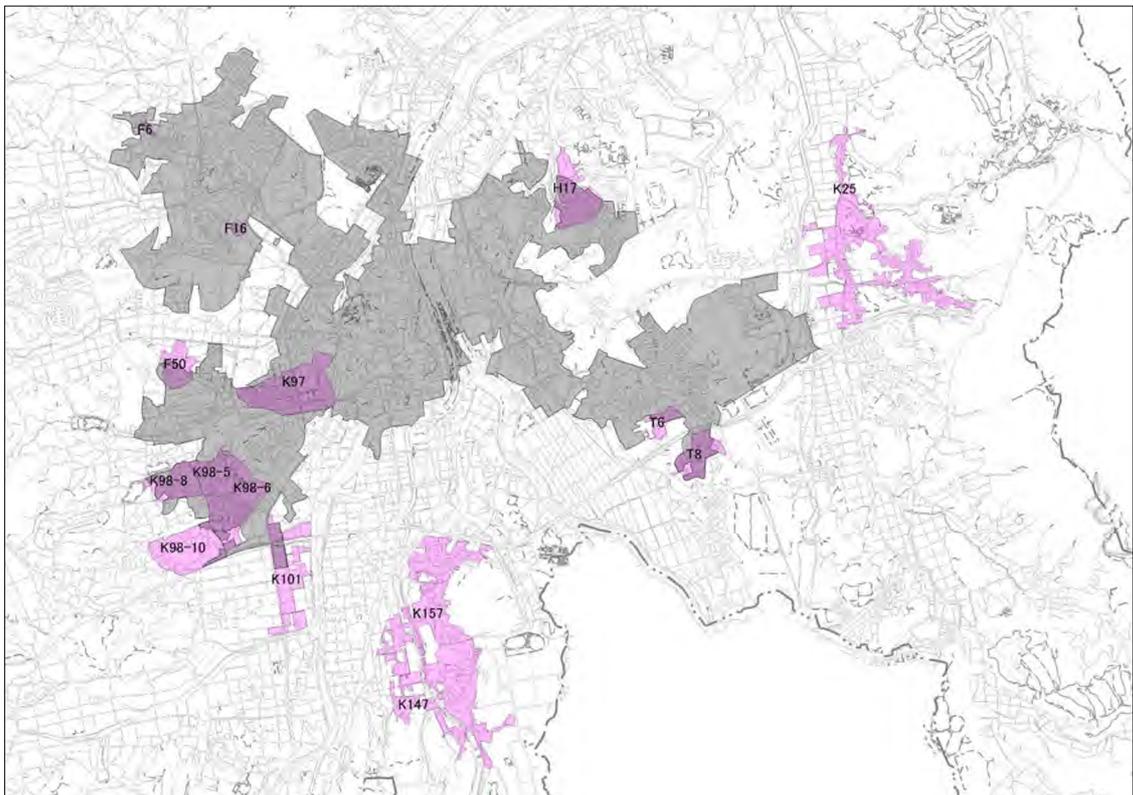


図 4-6 DID 区域（人口集中地区）との比較

B「公共施設のみ(市営住宅)の区域」【対象地区：F16、T6、T8】

市営住宅などの公共施設のための集合処理区域については、個別の施設整備運営計画に基づきその都度検討すべき区域と考えられるため、集合処理区域として取扱わない。

C「整備費用と実施時期による検討」【対象地区：K97、K98-5/6/8/10、K147、K157】

経済性比較において集合処理区域と判定されたが、集合処理の整備数量と整備費用を考慮し、集合処理に係る整備が長期にわたる区域については、集合処理区域として取扱わない。

※試算の結果、上記7地区の概算整備費用の合計は869,568万円となり、経営戦略により設定している年間事業費30,100万円を整備費用と想定しても30年程度の期間が必要となる。

地域特性等を考慮した判定結果を表4-4及び図4-7に示す。

表 4-4 地域特性等による集合・個別処理の判定結果

検討単位区域	要因	集合・個別判定	備考
F6		集合処理	市営相田団地
F16	B	個別処理	市営千手団地
F50	A	個別処理	花咲台団地西側
H17		集合処理	市の間、浦田、愛宕の一部
T6	B	個別処理	市営下三緒団地
T8	B	個別処理	市営上三緒団地
K25	A	個別処理	大門～有安（大門公民館～多田公民館～庄内支所北側）
K97	C	個別処理	枝国保育所付近
K98-5	C	個別処理	小正・弁分（若菜小学校～市立病院東側）
K98-6	C	個別処理	
K98-8	C	個別処理	
K98-10	C	個別処理	
K101	A	個別処理	秋松（穂波東IC～県央環境広域施設組合）
K147	C	個別処理	忠隈～平恒（忠隈住民センター～飯塚工業団地北側）
K157	C	個別処理	

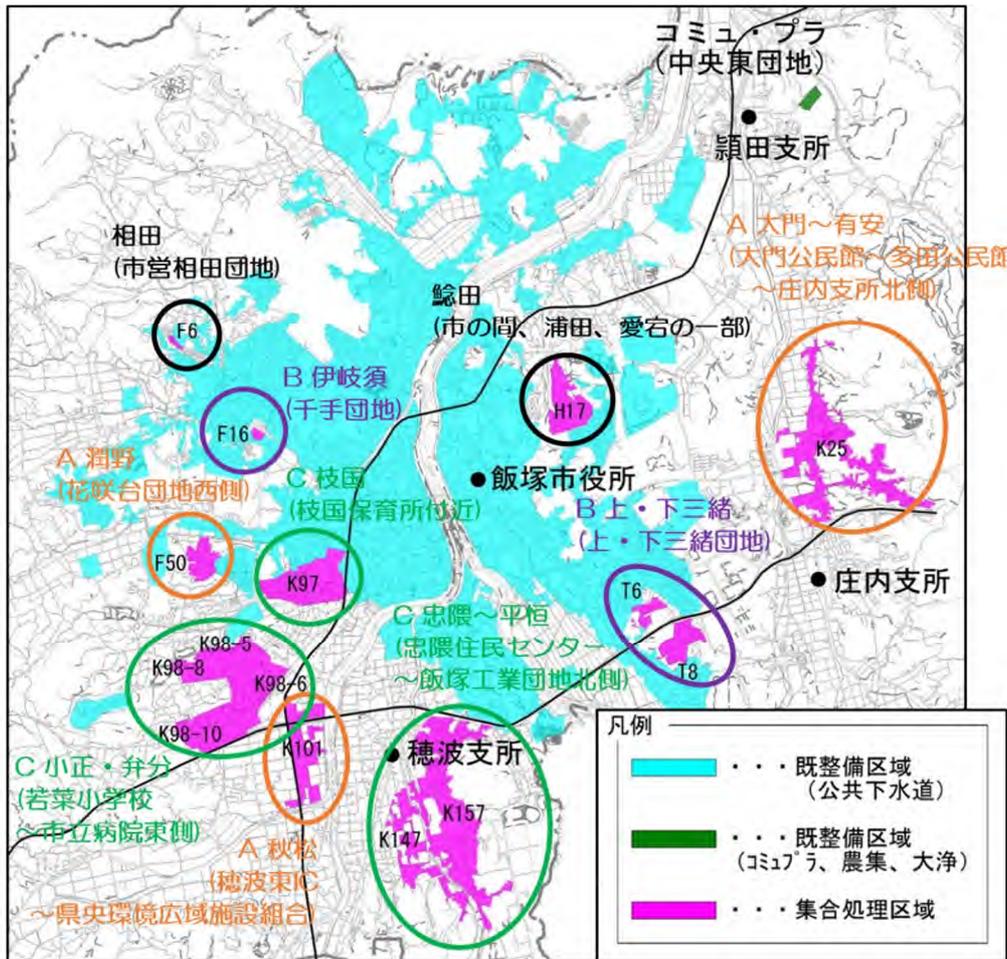


図 4-7 経済性比較による集合処理区域図

4.5 集合処理区域の設定

前述までの検討を基に、集合処理区域は、以下のとおりとする。

- ・ 検討単位区域：F6（相田地区：市営相田団地）

集合処理区域として判定された市営相田団地については、他の公共施設（市営住宅）のみの区域と取扱いを同様にすることは個別処理区域として取扱うべきところであるが、令和7年度より団地の建替えおよび公共下水道への接続を予定しているため集合処理区域とする。

- ・ 検討単位区域：H17（鯉田地区：市の間、浦田、愛宕の一部）

集合処理区域として判定された鯉田地区については、判定のとおり集合処理区域とする。

- ・ 飯塚市立病院

飯塚市立病院については、合併処理浄化槽によって汚水処理を行い病院敷地に隣接するため池に処理水を放流している。「病院施設という特性上の衛生面」「浄化槽設備の維持管理・更新費用」「接続先管渠(明星寺団地付近の既設管)の近接」といった要因を踏まえ、公共下水道へ接続を行うものとする。

5 汚泥処理の基本方針・計画

5.1 汚泥処理の基本方針・計画

本市において供用中である汚水処理施設（公共下水道、農業集落排水、コミュニティ・プラント、大型浄化槽）から発生する汚泥の集約化等の検討を行い、汚泥処理の基本方針、計画を策定する。

1) 汚泥処理の現況と課題の把握及び汚泥処理に関連する計画の整理

汚泥処理の現況と課題を把握するために、各事業において発生する汚泥の量を、実績から将来にわたって算定した結果を表 5-1 に示す。

表 5-1 各汚水処理施設の発生汚泥量

		公共 下水道	農業 集落 排水	コミニ ティ・ プラント	大型 浄化槽	合計
発生汚泥量 (t/日)	汚泥の状態	生汚泥	生汚泥	生汚泥	生汚泥	
	R4末実績	85	0.31	0.26	0.83	86.00
	R17計画	78.2	0.27	0.23	0.27	78.98
	R27計画	73.5	0.25	0.21	0.25	74.20
	R29計画	72.5	0.24	0.20	0.24	73.23
	R39計画	68.0	0.22	0.18	0.22	68.60
搬出汚泥量 (t/日)	汚泥の状態	脱水汚泥	生汚泥	生汚泥	生汚泥	
	R4末実績	7.00	0.31	0.26	0.83	8.40
	R17計画	6.58	0.27	0.23	0.27	7.35
	R27計画	6.18	0.25	0.21	0.25	6.88
	R29計画	6.10	0.24	0.20	0.24	6.79
	R39計画	5.72	0.22	0.18	0.22	6.34

また、各汚水処理施設から発生する汚泥の処理方式は次のとおりである。

- ①公共下水道（脱水汚泥）→民間業者（堆肥化）
- ②農業集落排水、コミュニティ・プラント（生汚泥）→し尿処理場（堆肥化）

2) 汚泥処理に関する基本方針のとりまとめ

公共下水道、農業集落排水、コミュニティ・プラント、大型浄化槽の各汚水処理施設は、お互いに距離があり、点在しているため、集約化は困難であり、汚泥処理については、今後もそれぞれの事業にて継続する

3) 汚泥の利活用を踏まえた汚泥処理の計画の検討

現在、それぞれの汚水処理施設から発生する汚泥は堆肥化され、有効活用されているが、より有効な活用方法を検討していく。

6 整備・運営管理手法の選定

6.1 事業手法の選定

1) 事業種別の選定

第4章で設定した各処理区域を対象として、どのような汚水処理施設整備事業を適用するかについて検討を行い、整備・運営管理手法を選定する。

汚水処理施設事業概要比較を表6-1に示す。

主な汚水処理施設事業としては、公共下水道事業、農業集落排水事業、コミュニティ・プラント、大型浄化槽、浄化槽（個人設置）があり、それぞれの特性を踏まえて事業種別の選定を行う。

第4章で設定した処理区域は、

- ①既整備区域（公共下水道、農業集落排水、コミュニティ・プラント、大型浄化槽）
- ②集合処理区域
- ③個別処理区域

から形成され、以下のように選定を行った。

① 既整備区域

既整備区域は、公共下水道事業、農業集落排水事業（内野）、コミュニティ・プラント（中央東団地）、大型浄化槽（うぐいす台団地）があり、それぞれ汚水処理施設が供用中であることから、各既整備区域においては現状の事業手法を継続し、今後も効率的な汚水処理事業の経営を進めることとする。

② 集合処理区域

集合処理区域として設定された区域は、相田地区の市営相田団地周辺、鯉田地区の市の間、浦田、愛宕の一部周辺および弁分地区の飯塚市立病院である。各区域ともに公共下水道区域の近くに位置していることから公共下水道事業を選定する。

③ 個別処理区域

既整備区域と集合処理区域以外については、個別処理区域として位置付け、浄化槽（個人設置）による事業を適用する。

表 6-1 汚水処理施設事業概要比較

区分	公共下水道	農業集落排水	コミュニティ・プラント	浄化槽(個人設置)
目的	都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し合わせて公共用水域の保全に資する。	農業集落における農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持及び農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与する。	地方公共団体が地域し尿処理施設を設置し、し尿と雑排水を併せて処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。	下水道未整備地域における雑排水による公共用水域の汚濁等の生活環境の悪化に対処する。
所管	国土交通省	農林水産省	環境省	環境省
設置主体 維持管理主体	地方公共団体	地方公共団体、土地改良区等	地方公共団体	個人
根拠法 予算上の措置 創設時期	下水道法 S 33	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業集落排水事業 S 58 ・ 農業集落排水資源循環総合補助事業 H 14 ・ 農村振興総合整備事業 H 13 ・ むらづくり総合整備事業 H 15 ・ 美しい村づくり総合整備事業 H 16 ・ 村づくり交付金の事業 H 16 ・ 汚水処理施設整備交付金の事業 H 17 ・ 農山漁村地域整備交付金のうち農業集落排水事業 H 24 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・ 廃棄物処理施設設置整備補助 S 41 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浄化槽法 ・ 浄化槽設置整備事業 ・ 循環型社会形成推進交付金の事業 ・ 汚水処理施設整備交付金の事業 ・ 浄化槽 S 62 ・ 変則浄化槽 S 63
対象地域	主として市街地	農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域(これと一体的に整備することを相当とする区域を含む)内の農業集落	特に制限なし	<ul style="list-style-type: none"> ① 下水道法予定処理区域以外で、(ア)～(キ)のいずれかの地域 ② 下水道の整備が当分の間(原則として7年以上)見込まれない下水道事業計画区域内で、(ア)(イ)のいずれかの地域 ③ 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律第5条に基づく都道府県計画に定められた浄化槽の整備地域
対象人口	制限なし	原則として概ね1,000人程度1,000人以上で実施する場合は、市町村及び都道府県の関係部局間で協議調整を行う	101人～30,000人	特に制限なし

※浄化槽設置整備事業の対象地域

- (ア) 湖沼水質保全特別措置法S59年法律第61号}第3条第2項に規定する指定地域
- (イ) 水質汚濁防止法(昭報45年法律第138号}第14条の7第1項に規定する生活排水対策重点地域
- (ウ) 水道水源の流域
- (エ) 水質汚濁の著しい閉鎖性水域の流域
- (オ) 水質汚濁の著しい都市内中小河川の流域
- (カ) 自然公園法S32年法律第161号}第2条第1項に規定する自然公園等優れた自然環境を有する地域
- (キ) その他人口増加が著しい等上記の地域と同等以上に雑排水対策を推進する必要があると認められる地域

以上の事業手法選定結果を表 6-2 にまとめる。

表 6-2 事業手法の選定

区域	整備手法	選定理由
下水道区域	公共下水道	地域の特性による
内野	農業集落排水	現況による
うぐいす台団地	大型浄化槽	現況による
中央東団地	コミュニティ・プラント	現況による
その他	浄化槽（個人設置）	地域の特性による

6.2 事業間連携の検討

汚水処理施設を効率的に整備・運営管理を行うために、施設の整備状況、老朽化の度合い、改築の予定等について把握し、汚水処理施設の連携方策を検討する。

本市では、公共下水道事業（終末処理場）、農業集落排水事業（内野汚水浄化センター）、コミュニティ・プラント（中央東団地汚水処理施設）、大型浄化槽（うぐいす台団地汚水処理施設）による汚水処理施設が供用中である。

農業集落排水、コミュニティ・プラントおよび大型浄化槽の各区域は、公共下水道区域から距離があり、また、これらが位置する周辺は、個別処理区域である。

このような状況を踏まえると、各汚水処理施設を接続した統廃合は、困難であると評価される。

7 整備・運営管理手法を定めた整備計画の策定

7.1 効率的な運営管理を見据えた整備計画の策定

整備計画は、本市の財政状況、予算、人員等からみた整備可能量、事業の実施順位（優先度）、概算事業費等を勘案し、汚水処理施設整備について策定する。

さらに、中長期における既存施設の改築・更新についても考慮する。

1) 事業実施優先度の検討

事業優先度の考え方としては、住民からの要望、建設工事の容易性等を考慮するとともに、年間に投資可能な事業費に見合う区域を選定する。

2) 概算事業費の算定

各処理区域の建設（未整備地域の整備、改築・更新等）に係る概算費用を算定する。

3) 汚水処理施設の経営の長期見通しを踏まえた実施可能事業量の検討

2)の概算事業費を基に、建設費の財源を整理するとともに、事業の継続性を確保するために、実施可能事業量を検討し、整備計画に反映する。

7.2 整備計画のとりまとめ

各事業の概算事業費、事業実施優先度及び実施可能事業量を踏まえた上で、中期目標年次における整備内容、長期目標年次における整備・運営管理内容等について、とりまとめる。整備計画において整理した主な事項は、以下のとおりである。

① 公共下水道

社会資本整備総合交付金を有効活用し、既整備施設の適切な改築更新を推進するとともに、工事コスト縮減を図り、経済的かつ効率的な下水道の整備を促進する。

② 農業集落排水

区域は現状のままとし、適正な運営を継続する。

③ コミュニティ・プラント

区域は現状のままとし、適正な運営を継続する。

④ 大型浄化槽

区域は現状のままとし、適正な運営を継続する。

⑤ 浄化槽（個人設置）

市民の河川水質環境に対する意識向上のための啓発を図り、また、補助金制度を活用

して、浄化槽の整備を促進する。

⑥汚水処理人口普及率

令和4年度末時点の普及率83.9%に対し、中期目標年次である令和17年度に89.4%、長期目標年次である令和27年度に94.1%の汚水処理人口普及率を目標とする。

また、本市における概成目標年次（汚水処理人口普及率が95%以上）は令和29年度、整備完了予定年度は令和39年度とする。

1) 事業整備計画

公共下水道と浄化槽の整備を進めることにより、令和17年度に89.4%、令和27年度に94.1%の汚水処理人口普及率を目標とする。

表 7-1 事業別整備面積・人口

事業手法	現況(令和4年度末)		令和17年度		令和27年度	
	面積(ha)	人口(人)	面積(ha)	人口(人)	面積(ha)	人口(人)
公共下水道	1,578	58,739	1,606	57,028	1,611	53,596
農業集落排水（内野処理区）	15	432	15	379	15	343
コミュ・ブラ（中央東団地）	3	108	3	95	3	86
大型浄化槽（うぐいす台）	23	2,184	23	726	23	657
浄化槽（個人設置）	-	43,516	-	43,438	-	43,281
合計	1,619	104,979	1,647	101,666	1,652	97,963
汲み取り 単独浄化槽	-	20,180	-	12,034	-	6,137
総合計（行政人口）	-	125,159	-	113,700	-	104,100
汚水処理人口普及率（%）		83.88		89.42		94.11

2) 公共下水道の財政計画

今後、増加する見込みである処理場、ポンプ場、管渠の改築費、年間事業費の平準化等を考慮して計画を策定した。補助対象事業の補助率は、処理場の処理施設に対しては5.5/10、その他の施設に対しては1/2である

表 7-2 公共下水道の財政計画

年度	整備人口 (人)	建設費（百万円）			財源内訳（百万円）			
		新設	改築	合計	国費	起債	市費	受益者 負担金
令和4年末まで	58,739	45,541	10,166	55,707	21,234	27,285	7,188	1,618
令和5年～17年 (13年間)	57,028	1,846	7,644	9,490	4,401	4,764	325	122
令和18年～27年 (10年間)	53,596	600	6,910	7,510	3,500	3,770	240	61
令和5年～27年 (23年間)		2,446	14,554	17,000	7,901	8,534	565	183
令和5年～17年平均		142	588	730	339	366	25	9
令和18年～27年平均		60	691	751	350	377	24	6
令和5年～27年平均		106	633	739	344	371	25	8

2) 浄化槽の財政計画

汚水処理人口普及率の令和 27 年度目標 94.1%（令和 29 年度概成目標 95.1%）を達成するための設置基数を設定し、国・県の補助金を活用していく財政計画を策定した。

浄化槽の財政計画を表 7-3 に示す。

表 7-3 浄化槽の財政計画

年度	整備人口 (人)	建設費	財源内訳 (百万円)			
			国費	県費	市費	個人負担
令和5年～17年 (13年間)	43,438	3,231	360	360	360	2,151
令和18年～27年 (10年間)	43,281	2,485	277	277	277	1,654
令和5年～27年 (23年間)	-	5,716	637	637	637	3,805
令和5年～17年平均		249	28	28	28	165
令和18年～27年平均		249	28	28	28	165
令和5年～27年平均		249	28	28	28	165

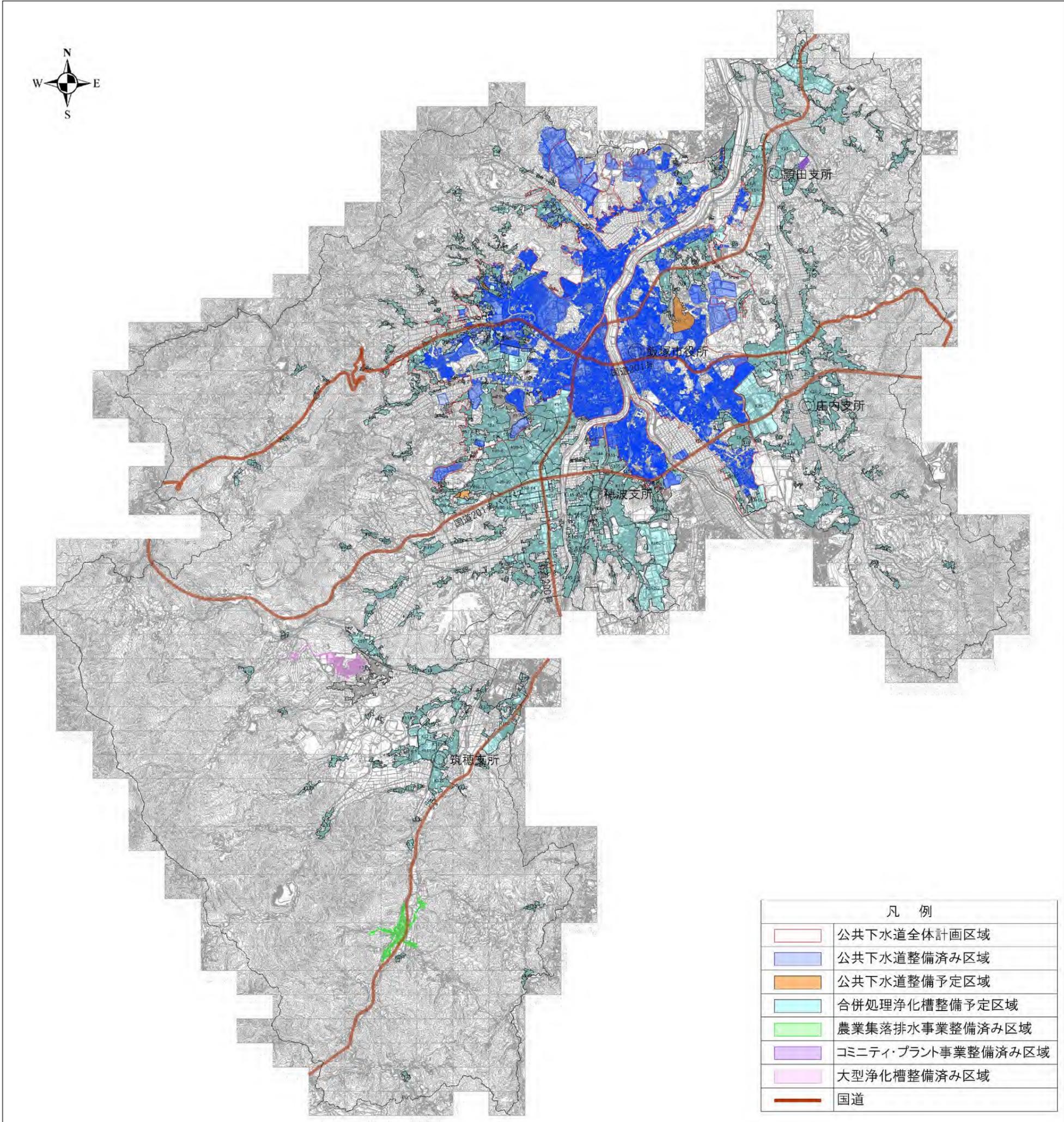


図 7-1 長期的整備計画（令和 27 年度）

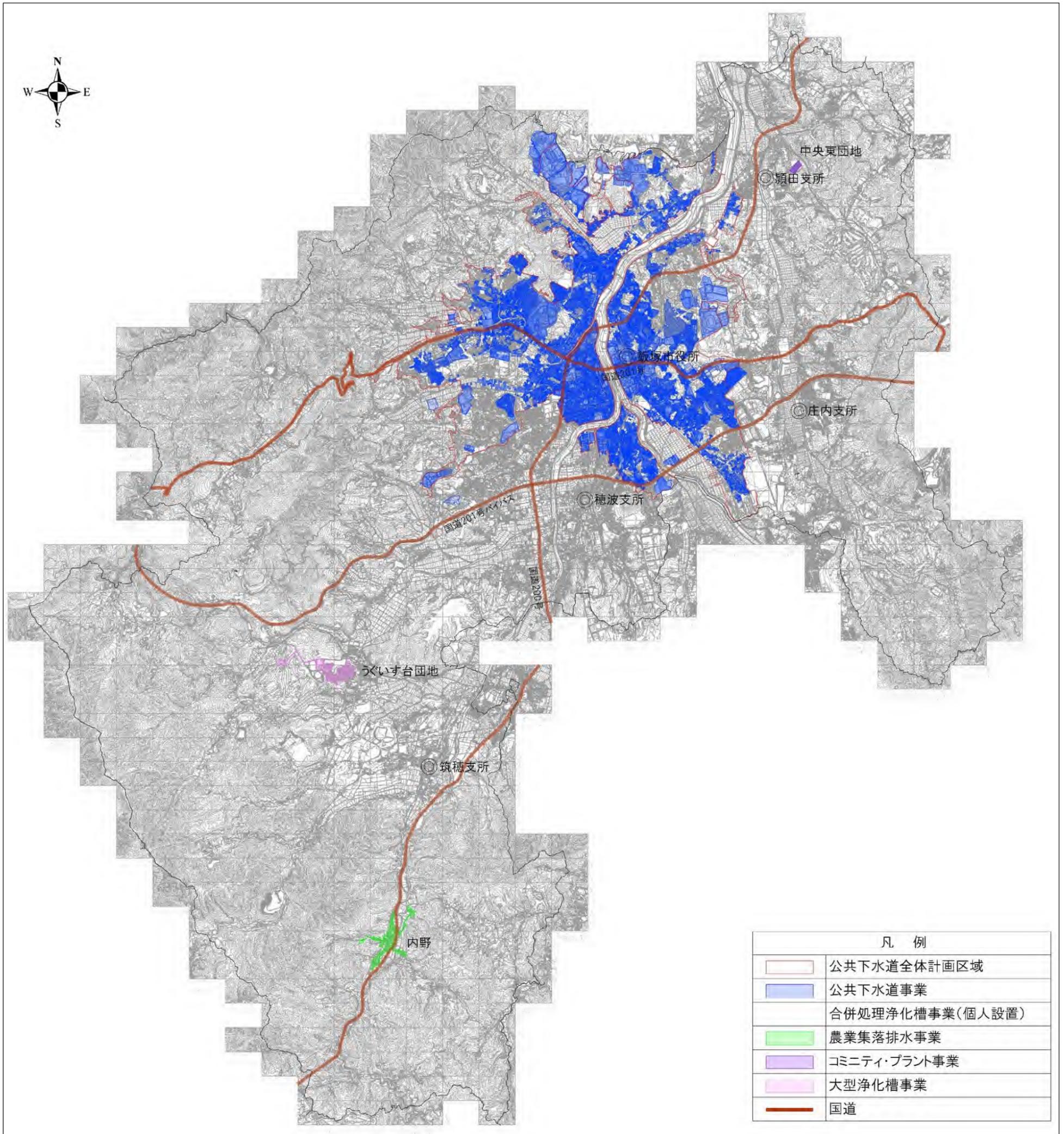


図 7-2 汚水処理構想図

8 前回構想との比較

8.1 前回構想との比較

前回構想との比較表を表 8-1 に、比較図を図 8-1 に示す。

表 8-1 前回構想との比較表

項目	前回構想(H26)		今回構想(R5)		H26~R4 の推移 ③-①	計画の変更 ④-②
	H25末 現況 ①	計画 (H47) ②	R4末 現況 ③	計画 (R27) ④		
整備面積 (ha)						
公共下水道	1,463	1,800	1,578	1,611	115	▲ 189
農業集落排水 (内野処理区)	15	15	15	15	0	0
コミュニティ・プラント (中央東団地)	3	3	3	3	0	0
大型浄化槽 (うぐいす台)	23	23	23	23	0	0
合計	1,504	1,841	1,619	1,652	115	▲ 189
人口 (人)						
公共下水道	59,386	58,430	58,739	53,596	▲ 647	▲ 4,834
農業集落排水 (内野処理区)	432	364	432	343	0	▲ 21
コミュニティ・プラント (中央東団地)	108	91	108	86	0	▲ 5
大型浄化槽 (うぐいす台)	1,244	1,048	2,184	657	940	▲ 391
集合処理 計	61,170	59,933	61,463	54,682	293	▲ 5,251
個別処理 (浄化槽)	38,338	43,805	43,516	43,281	5,178	▲ 524
その他 (汲取り等)	31,538	6,662	20,180	6,137	▲ 11,358	▲ 525
合計 (行政人口)	131,046	110,400	125,159	104,100	▲ 5,887	▲ 6,300
汚水処理人口普及率 (%)	75.9	94.0	83.9	94.1	8.0	0.1

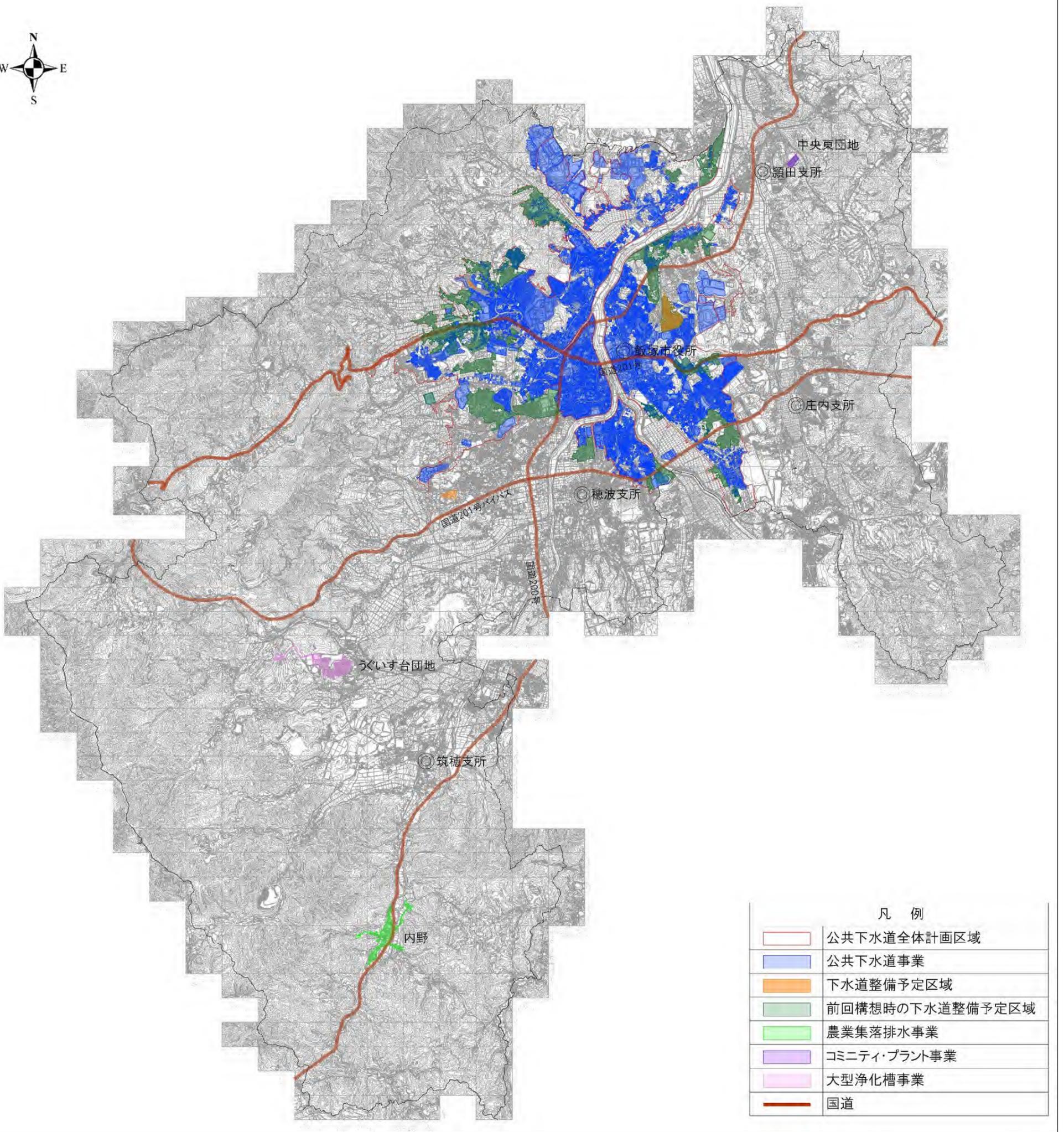


図 8-1 前回構想との比較図